

リスクコミュニケーション意見交換会

議 事 録

内閣府食品安全委員会

リスクコミュニケーション意見交換会議事次第

日 時 : 平成15年10月28日(火) 午後2時00分～5時00分

場 所 : 三田共用会議所講堂

議 事 : 1. 開 会

2. 大臣挨拶

3. 基調講演

「食のリスク分析とリスクコミュニケーション（米国における例を中心として）」・・・トーマス・J・ピリー 前 Codex委員会議長

「我が国における食のリスクコミュニケーション（化学物質の場合との対比）」・・・関澤純 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会座長

< 休 憩 >

4. パネルディスカッション

<コーディネーター>

寺田雅昭 食品安全委員会委員長

<パネリスト>

石井胖行 味の素株式会社理事・品質保証部長

神田敏子 全国消費者団体連絡会事務局長

関澤純 徳島大学教授

トーマス・J・ピリー 前 Codex委員会議長

中村靖彦 明治大学客員教授・元NHK解説委員

5. 会場との意見交換

6. 閉 会

事務局（西郷リスクコミュニケーション官） 大変お待たせいたしました。ただいまより「リスクコミュニケーション意見交換会」を開催いたします。

初めに、食品安全担当の小野大臣より御挨拶をいただきます。

小野食品安全担当大臣 皆様、こんにちは。御紹介をいただきました小野清子でございます。本日の意見交換会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

近年、食のグローバル化、そして新しい技術の開発などが進みます一方で、O157、あるいは食中毒、あるいはBSEの発生など、我が国の食の安全を脅かす事件が相次ぎまして、食の安全と、そして、その信頼の確保というのは我が国の重要な政策課題の1つとなっております。このために、さまざまな議論の結果、この7月に食品安全基本法の制定や、食品関連法案の改正、あるいは食品安全委員会の設置、それから厚生労働省と農林水産省の大幅な組織改編が行われたところでございます。

新しい食品安全行政の枠組みの中心は、食品のリスクの科学的評価とリスク管理の責任を明確化いたしまして、関係者との幅広いリスクコミュニケーションを十分に行っていくという、リスク分析の手法を導入したことでございます。この中で、消費者、あるいは食品関連事業者、行政、メディアなど、食品の安全性に関係する方々が双方向の情報交換、意見を交換させていただき、いわゆるリスクコミュニケーションというものは我が国では歴史が大変浅うございまして、これまで必ずしもうまくいっていなかったわけでございますけれども、今後、幅広い関係者が参画をしていただきまして、我が国に合った形で展開をしていくことが重要と考えております。

この意味で、本日、前 Codex委員会議長として長年にわたりリスク分析手法の導入に関する国際議論をまとめられ、また一方で、米国において食品安全関係のリスクコミュニケーションにも深い御経験をお持ちのトーマス・ビリー博士や、国内の有識者をお迎えいたしまして、食の安全の問題に関するリスクコミュニケーションについて考えますことは、誠に意義深いものであると拝察させていただいております。本日の意見交換の結果、我が国における食の安全に関しまして、共通の理解を深める1つのきっかけとなりますように、本日、御参加の皆様方の議論が実りあるものとなりますことを期待を申し上げさせていただきます、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

事務局 どうもありがとうございました。

なお、小野大臣におかれましては、公務の都合上、これで退席させていただきますので御了承ください。

（小野大臣退席）

事務局 それでは、基調講演に入りたいと思います。

初めに、前 Codex 委員会議長のトーマス・ピリー博士より御講演をいただきます。ピリーさんは、米国政府の商務省海洋大気局、厚生省食品医薬品局の課長、それから農務省食品安全検査局の局長を務められまして、この間、後に国際標準となっていく HACCP の食品安全性関係の数々のプログラムの開発に携わられました。また、1999 年から本年 7 月まで Codex 委員会の議長を務められまして、現在、各国の食品安全行政のバックボーンとなりつつある、いわゆるリスク分析手法に関する国際的な議論の取りまとめに尽力されました。現在は米国農務省長官の国際食品安全性担当特別補佐官として御活躍中ですが、今回は 9 月半ばから来日されまして、国内の食品関係者との意見交換などを精力的に行っていると思います。このたびは、食の安全に関するリスクコミュニケーションについて本日の御講演をお願いいたしましたところ、快く引き受けていただいたところでございます。それでは、ピリーさん、ひとつよろしくをお願いいたします。

トーマス・J・ピリー氏（前 Codex 委員会議長） 非常に御親切な御紹介をいただき、ありがとうございます。

これから、お集まりの皆様方と午後のこの時間を使いまして、Codex のリスクコミュニケーション、それからまた、私の個人的な経験などについて皆さんと共有していきたいと思っております。リスクコミュニケーターとしての経験もお話したいと思っております。

まず、寺田様をはじめ、食品安全委員会の皆様方に、さまざまな機会、それからまた、おもてなしをいただき、さまざまな関係者とお目にかかり、経験を共有することができたことを感謝したいと思います。米国、それからまた、国際的な分野で食品安全の現状がどのようなになっているかというような機会をいただきました。それからまた、米国大使館にも感謝をしたいと思います。来日の機会を与えてくださり、しかも非常に重要なタイミングで来ることができた。今まさに変化の時であると思っております。そして、より効果的な方法で、日本で食品の安全について対応することができないかという岐路であるからです。

今回の講演を準備するに当たりまして、Codex での仕事をかなりベースにいたしました。さまざまな作業の原則、リスク分析、それから専門家委員会、これは世界各国の専門家がローマに呼ばれまして、98 年の 2 月のことになりますけれども、専門家が集まり、リスクコミュニケーションを Codex 内部で、それからまた、国レベルでどのように行っていくべきか。そして、それによって全ての関係者に食の安全のリスクについての情報を与え、どのように対応したらいいかを伝えるべきかという会議が開催されています。

そして、Codex において、また、その他の多くの国でも、リスク分析というプロセスを

用いて食の安全を改善しています。そして、このプロセスであります、3つの要素からなっています。リスク管理、リスク評価（リスクアセスメント）、そしてリスクコミュニケーションです。

そして、これからそれぞれの3つの要素についての定義を説明いたしますけれども、もう1つの言葉を御紹介したいと思います。「ハザード（危害）」という言葉であります。そして、この「ハザード」でありますけれども、これは生物学的な、化学的な、あるいは物理的な物質で、食品に含まれているもので、人体に悪影響を与える可能性のあるものであります。この「ハザード」という用語の使用は、リスクを考える際に非常に重要になってきます。食品にはさまざまなハザードがあります。ほとんど全ての食品にハザードになり得るものがあり得る。そして、食品の安全を考える際には、このハザードに関連するリスクを最小限に抑える、あるいは、なくすということにあります。

それでは、まず「リスク管理」について見ていきたいと思えます。これは Codex でつくり上げた定義でありまして、各国の政府に考慮してもらうためにつくられたものであります。また、Codex の仕事のガイダンスともなるものです。リスクマネジメントというのは、関係者と協議をし、リスク評価及びその他の消費者の健康保護に関係のあるファクターや公正な防疫慣行促進に関係のあるファクターを考慮した上で、政策オプションを評価し、必要があれば適切な予防管理オプションを選択することというふうに定義をされております。この適切な予防、管理オプションというのは、リスクを削減するために必要だと考えられるものです。このリスク管理の役割であります、これは例えば厚生労働省とか、農林水産省が行っているものであります。国のレベルでリスク管理の責任を負っている諸官庁ということになります。

それから、「リスクアセスメント」という言葉がありますが、これは科学的なプロセスで、次のステップを含むものです。ハザードの確認、ハザードの特性づけ、あるいはハザード判定、それから曝露評価、そしてリスク特性づけ、あるいはリスク判定です。そして、これらの用語、また、リスク評価をどのように行うかということは、別に新たなセミナーを行わないとカバーできない内容でありますので、また、食品安全委員会で新たなセミナーをお考えいただくのもいいかと思えますが、食品衛生法が変わり、そして、リスクアナリシス、リスク分析の手法を用い、そして新たな食品安全委員会が用いられたということが、リスクアセスメントを行う新たな枠組みとなります。

そして、今日のセミナーのトピックであります、「リスクコミュニケーション」ですけれども、総合的に情報、意見を交換する。これはリスクアナリシスのプロセス、つまり

ステップごとにどのようなリスクがあるか。それからまた、どのようなリスクに対応したらいいかということについて話し合うプロセスの中で行われるものです。そして、リスクに関連のある因子、また、リスクがどのように受けとめられているかということ、全ての関わる人たちの間で話し合っていく。リスクの評価者、リスク管理者、消費者、業界、学会、その他の関係者が関与するものであり、その中には、リスクアセスメントによって出てきた評価の結果の説明、それからまた、リスク管理の判定の土台についても説明をする。例えば、ある種の魚類の消費者を限定するとか、あるいは農薬の許容基準を変えとか、そういったことはここに関わってくることもありますが、リスクに関わる判定というのは、さまざまな内容が想定されます。全ての関係者がそれについて意識をし、そして理解できるような体制にするということが重要であります。

そして、「リスクコミュニケーション」という用語を使っています。リスクインフォメーションではない。リスクインフォメーションというのは、一方通行の情報の供与、つまり、こういったことが起こりました、こういう決定をしましたという一方通行であるわけですが、リスクコミュニケーションといった場合には、そこに対話がある、相互作用がある、関係者全体の双方向のやりとりがあるということで、これはきちんと区別をして考えていかなければなりません。私の講演の中でもそれを注意してください。

リスク分析のプロセスがいろいろな形で説明されておりますが、私は、これを使うこととしております。この御説明を使うことによって、順序がよくわかります。リスク分析をする場合、どういう順序、シーケンスかがおわかりいただけると思いますし、それから、リスクコミュニケーションがいかに重要かがこれでおわかりいただけると思います。

一番最初に、リスクコミュニケーションとあるのに御注意ください。今日の午後のこの集いが、まさに日本における1つのプロセスのスタートになるかもしれません。コミュニケーションを拡大する。政府も、産業界も、食品のリスクについてのコミュニケーションを拡大・充実する1つのきっかけになってくれればと思います。まず、国民が食品安全、ハザード、リスクについてきちんと理解をすることが肝要です。日本に参りまして7週間、多くの関係者にいろいろお話をしてまいりましたが、まず、そういった国民の理解を形成することが大事だろうと思います。それが食品安全委員会、そして関連省庁、地方自治体の役割だろうと思いますし、もちろん産業界との協力が必要です。食品安全、ハザード、リスクをまず理解することが重要な第一歩です。やはりここの理解を深める作業を可及的速やかになさることが肝要と思います。こういった責任は、みんなの責任です。共有された責任です。政府のどこの部署、あるいは業界の誰、あるいは消費者のどの部分、あるい

は消費者という、誰だけの責任ということではありません。万人の全ての責任です。コミュニケーションは、申しましたように双方向です。これは最初から最後まで、絶えずそうしたコミュニケーションがなされなければなりません。

リスクコミュニケーションの1つ下の行に、リスクマネジメントがあります。リスクを管理する官庁は幾つかの職責があると思います。まず1つは、定義、それからハザード確認、同定の過程です。Codexではプロフィールということを使いますが、問題を見極めて、そして、その問題についてどういうことを考えて解決しなければならないか。このハザードの確認、同定をするのは、リスクの管理者の仕事ということになります。また、リスクを管理する者は、科学的なリスク分析を担保しなければなりません。リスクマネージャーたる者は、一般的な政策の枠組みをまず決めて、その枠組みの中できちんとリスク評価がされなければなりません。枠組みがきちんと整備されれば、それぞれリスクを評価する者は、きちんとリスクのアセスメントができるということになります。問題の定義、これもまたコミュニケーションされなければなりません。それから、リスクアセスメント(評価)の政策についても、ちゃんとコミュニケーションとして知らしめなければならないということで、毎行ごとに「コミュニケーション」が出てくるのはそのためです。

その次に、真ん中ぐらいに「リスクアセスメント」がございます。これは科学的な過程で、食品安全委員会がこれからさまざまな分野で提唱をなさろうと。そして、食品安全を推進しようとなさることです。リスクアセスメント(評価)が実施されますと、また、その評価の結果も全ての関係者が共有しなければなりません。そういうことで、ここでまた重要なリスクコミュニケーションのステップが入ってまいります。アセスメントいたしました、結果がこうなりました、しかし、利用したデータはこういうところが弱点としてあります。あるいは、こういうリスクがあるので、そのリスクを軽減する上で、これだけの選択肢、代替案があります。リスク管理者からその評価も依頼されていたしまったというようなことをコミュニケーションの対象とするわけですが、アメリカでは、それがきちんとした正式な報告に文書としてまとまりますが、それだけではありません。ヒアリング、公聴会、そういった会合を設けて、はっきりとわかるように口頭でも説明をして、アセスメントの結果がどうであったか。また、その結果がそうであるということの意味合いを理解してもらうようにいたします。

また、そういったコミュニケーションをしますと、今度はまたリスクマネジメント(管理)が登場いたします。問題を同定して評価をした。そして、軽減に当たってのさまざまな選択肢を評価した。その上で、今度は政策上の判断をしなければならない。チョイスは

何であろうか、どういう行動をすべきかということを経営者がするわけです。

Codexも推奨しているように、アメリカでは、ここではそういったプロセスが全て透明で、誰にもはっきりと目に見えるものでなければならないということを心がけております。そして、結果もまたきちんとコミュニケーションとして知らしめる。これは常に継続的に続いているということで、何年かにわたって、何度も何度もその輪を循環させるような形で繰り返します。1回限りということではありません。新しい情報が出ていけば、その更新された情報を国民に知らしめなければならない。また、新しい判断が必要であるということ、今申し上げましたサイクルをまた再び反復するわけです。まさにこういったプロセスが今後、日本でもきっと実践されることと思います。この図を見ていただいても、このプロセスでいかにリスクのコミュニケーションが重要かということが納得いただけたと思っております。

それでは、もう少し話を絞って、このプロセスのリスクコミュニケーションに照準を絞ってまいりたいと思います。ここに1つの定義があります。先ほど何年か前に専門家の会合があったと申しましたが、その会合で決まった定義です。リスクコミュニケーションの目指すもの、ゴールは、的を射た適切な、意義ある、そして正確な情報を、明確かつ理解できる形で全ての関係当事者、利害当事者に提供するものです。全ての利害関係人に、明確かつ理解可能な形で正確な情報を適切に提供する、それが目指すものです。

これも用意いたしました。これを見ていただきますと、リスクコミュニケーションの目的（オブジェクティブ）が、より具体的におわかりいただけと思ったからです。その目的は何であろうか。リスクコミュニケーションの目的は複数あります。1つは、全ての参加者が自覚意識を持って理解するということ。第2に、首尾一貫した整合性、そして透明性を推進する、担保する。さっき申し上げましたプロセスをきちんと追っていくためには、リスクコミュニケーションたるものは、そのプロセスのどこの段階であっても、一貫した、整合性を持った、トランスペアレント（透明）なものでなければなりません。情報を共有する、完全なるトランスペアレンシー（透明性）が本当に重要になってまいります。

また、そういったコミュニケーションをリスクについてするわけですから、コミュニケーションをすることによって、リスク分析のプロセスの有効性、効率性を担保しなければなりません。

それから次も、これはアメリカの経験でも、また、最近の日本の経験でも重要だろうと思います。今、国民の信頼がだんだん薄らいでおります。いろいろな事件が起こってしまったということで、私どもは食品安全については、リスク分析をして、そして、その中で

もリスクのコミュニケーションを強化するということで、アメリカは失いかけた国民の信任、信頼を回復できつつあると思います。そういうことで、やはりコミュニケーション、そして、そのプロセスを繰り返すことによって、国民の世論、信頼も得られることになろうと思います。

それから、全ての関心を持つ関係者が関与しなければならないということです。全ての関係者、関心を持つ人間が東京に集中しているというわけではないでしょう。ですから、その人たちがどこにしようとも、全ての関心を持つ人間がコミュニケーションに参加できるような環境を整備しなければなりません。東京にいないと参加できないということではいけないわけです。それから、前のスライドでもおわかりいただいたと思いますが、やはりみんなの関係強化、協力の強化です。それが協力できるように仕事をするわけです。例えば2つの省庁があって、さらに、食品安全委員会が新しくできて、そのほかの利害関係人も参加してリスク分析をする。複数のプレーヤーがいるということは大変なことです。だからこそ、リスクのコミュニケーションが一層重要になってまいります。複数の関係者がきちんと仕事をこなすためにも、またコミュニケーションが大事であります。

先ほどの専門家協議会、99年の席上では、リスクコミュニケーションを効果的にするためにどんなことが重要か。その鍵となる要素を議論いたしました。今さらという大変明白かつ自明のものもありますが、重要でありますので、あえておさらいという意味もあわせて、ここに記しました。オーディエンス、コミュニケーションの対象をよく知る。相手を知る。オーディエンス（視聴者）ですね。その人たちがどれぐらいの知識レベルか。その人がわかっていないと、コミュニケーションの仕方もうまくできません。オーディエンスがわかって、自ずとコミュニケーションのやり方も決まってきます。どうすれば理解してもらえるかというためには、オーディエンスを知らなければならない。それから、科学的な専門家に参加してもらおう。リスク分析にも科学的な部分がありますから、そういったところはきちんと専門家に説明してもらおう。そのためにも、コミュニケーションにも科学的な専門家が関与しなければなりません。

それから、コミュニケーションというのは1つの技能です。それをちゃんと学習して磨かなければ、生かさなければ、きちんとしたコミュニケーションはできません。ですから、コミュニケーションというものの専門知識、能力を高めることが大事である、これも鍵だろうと思います。

それからもう1つ、責任を分かち合う。リスクコミュニケーションは、1つの組織だけの所管、責任ではありません。繰り返し言うように、共有、みんなの責任である。政府だ

けに押しつけていいということでもない。産業界、消費者の団体、学会、全て情報について責任を担っているということをきちんと理解しなければなりません。

それから、科学、そして価値判断をきちんと明確に識別することが必要です。科学はこう示している。一方、意見、リスク管理の選択肢はこれだけある。それについて、こういう意見がありますよという価値判断、それは自ずと性格も違うわけですから、きちんと違えて説明しなければなりません。ごちゃ混ぜはいけません。

それから、これもしつこいぐらい繰り返しになりますが、コミュニケーションは双方向です。一方的に発信する。あるいは、多分こう考えている、こういう御意見だろうからと誰かが一方的に発信するということではありません。ぜひリスクコミュニケーションをなさるときに、折々それを思い出していただきたいと思います。

最後に、これも当然重要だろうと思います。客観的に正しく理解できるようにということで、ただそれだけがポンと出てきても、どういうコンテキスト（脈絡）で言われているかわからなければうまく理解できない。例えとか比較、例えば雷に打たれたようなものです。自動車事故に遭うようなものです。そういうふうに入りがわかりやすい形でコミュニケーションする。ただ「リスク」という言葉だけをポンと投げつけてもピンとこない。ですから、きちんとピンとくるように例えを入れるとか、あるいは、そういった客観的に正しく理解できるような工夫をしなければならぬということになります。

それでは、最後に、私がリスクコミュニケーターという役割を果たすという経験から感じたことを申し上げたいと思います。これは皆様方へのガイドラインになると思います。非常に重要だと思います。私は、何年もリスクコミュニケーターの役割を果たしてきました。そして、リスクコミュニケーションの責任を担ってきました。私どもは、まず事実を知り、そして、いつも常に正直であること。もしもわからないなら、わからないと言うべきです。わからないけれども、もしも調べることができるならば、そのように伝えるべきです。ですから、必ず事実を述べるということ、これは非常に重要なリスクコミュニケーターたる者のガイドであると思います。

それから、基本原則を提供すること。これはどういうことかといいますと、事前にどのようにコミュニケーションをするか。つまり、どういうタイプの情報をこれから共有しようとしているか。それから、もしも質問がある場合には、一体誰が答えてくれるのか。ですから、最初にこういう基本ルールを示すことです。リスクコミュニケーションの活動、あるいはプロセスの冒頭の部分で、こういう進め方をするのだという基本ルールを提示することです。それをやっておけば、リスクコミュニケーションはより効果的になります。

それから、全ての関係者を同等の敬意をもって扱うこと。それからまた、全ての関係者に同じ基本ルールを適用すること。つまり、このグループにはもう少し情報を出すけれども、こちらのグループには情報を減らすということはしません。リスクコミュニケーションについては、全ての関係者を同等、対等に扱うこと。それから、全ての関係者に到達できるようにすること。

アメリカでは、パブリックミーティングというのがワシントンで開かれたり、別の都市で開かれたりしますが、全ての関係者がその会議に物理的に出席できるとは限りません。したがって、別個の機会を設けまして、私たちとコミュニケーションできるようにする。例えば書式の形で情報を提供し、そして、そこで出てきた書式のコメントを全ての関係者と共有するというような方法もっています。このような努力をすることによって、関係者全てがこのプロセスに参画できるようになる。これも、私たちが学んだ非常に重要なポイントの1つです。

それからもう1つ、最後に、合意に至らなければと期待しがちでありますけれども、合意に達せないこともあり得るのです。ですから、リスクコミュニケーションにおいては、意識がきちんと向上し、理解がきちんとされたかということが重要である。合意に至ったか否かは別にして、その意識を持ち、そして理解を深められたかが重要です。

今日の午後の私の講演の中で、リスクコミュニケーションというのがリスク分析のプロセスの中の不可欠な要素であるということがおわかりいただけたと思います。そして、日本でもそのプロセスが導入されつつあるわけです。リスクコミュニケーションにより、意味のある正確な、そして時宜を得た情報を、明確な形で全ての関係者に提供することが可能になります。そして、もしも適切に行うことができれば、リスクコミュニケーションにより、一般の人たちの食の安全に対する信頼を得ることができると私も Codexも確信しています。

日本で、ここで今始められている努力は成功している。そして、食の安全に対する一般の人たちの信頼は、これからもっと高まっていくものと確信しています。御静聴、どうもありがとうございました。（拍手）

事務局 ありがとうございます。リスク分析の枠組みの中でのリスクコミュニケーションというものの重要性などにつきまして、非常に丁寧な御説明をいただけたと存じます。先ほども御案内申し上げましたとおり、御質問もあろうかと存じますけれども、パネルディスカッションの後でまとめて伺いたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

続きまして、2つ目の基調講演ということで、徳島大学総合科学部の関澤純教授に御講

演をお願いしたいと存じます。関澤先生は、東京大学大学院博士課程修了後、東京都公害研究所、ニューヨーク州立大学、民間会社の研究所、それから国立医薬品食品衛生研究所を経て、この4月から徳島大学にお勤めでいらっしゃいます。化学物質のリスク評価の国際協力関係の事業に長年従事されておりまして、化学物質、あるいは環境、食品のリスク評価とリスクコミュニケーションが御専門でいらっしゃいます。現在、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会の座長でもいらっしゃいます。それでは、関澤先生、よろしく願い申し上げます。

関澤氏（徳島大学総合科学部教授） 御紹介ありがとうございました。関澤です。それでは、早速スライドをお願いいたします。

私に与えられたタイトルは、「我が国における食のリスクコミュニケーション（化学物質との対比）」というものです。御紹介にありましたように、私はWHO、ILO、UNEPという国際機関が推進しております「国際化学物質安全性計画」というものの化学物質のリスク評価の事業に長いこと協力してまいりましたので、多分こういうタイトルを与えられたのだと思います。

それから、先ほどピリーさんのお話にもございました1998年のFAOとWHOが共催いたしました「食の安全のリスクコミュニケーション会議」というのがありまして、そこでCodex、また、各国における食のリスクコミュニケーションというのはどういうふうにあるべきかということについてディスカッションし、その結論が各国、またCodexに反映されていると思います。そういったことも協力させていただきました。

さて、スライドにお見せしますように、なぜ今、私たちは食品の安全に関心が強く集まっているかということがございます。ここに書きましたように、食品は子ども、妊娠中の方、高齢者を含む全ての人の命の維持と生育に不可欠なものでございます。さらに、最近では輸入食材の増加や加工技術の高度化と新技術の導入によりまして、特に近年、消費者から生産現場や流通過程が見えにくくなっているということがございます。また、食への要求が戦後すぐの栄養要求を満たすという量的なものから、健康維持を主眼とした質的な要求に変化してきているという事実がございます。また、最近は食に関する情報が氾濫しておりますが、その中でも信頼できる情報源や、不安に回答する仕組みがまだ十分でないということに対する潜在的な要求があると思います。

先ほどの(1)のところですが、食と健康に関する情報が氾濫する一方で、さまざまな不安に答える仕組みや信頼できる情報源が十分に保証されない状況に置かれた市民が、民主社会における正当な要求として、食の安全に関する適切な情報提供と、また、意見表

明の場と機会を要求しているというふうに言いかえることもできると思います。

また、技術の高度化等につきましては、我が国の食材の過半が今、輸入に頼っているというのが事実でございます。さらに、遺伝子組み替え、食のファーストフード化、家畜飼料への肉骨粉の利用などがかつてあったわけですが、そのために、生産現場と消費の場が隔絶するだけでなく、種々の新しい技術が導入されまして、どこの、誰から、どのようにして毎日の食材が提供されているかが、消費者にとって容易に理解しがたくなってきているということが言えると思います。

先ほどビリーさんのお話では、日本はフードセーフティについては世界のリーダーというような御指摘もありましたが、私たちも、我が国の食品安全システムというのはかなり完備しているというふうに思われてきたのですが、それを疑わせるような最近の諸事件がございました。その1つは、97年のO157病原大腸菌事件です。詳しいことは今回は触れませんが、さらに、国の推奨する食品製造工程における衛生管理システムであるHACCP認証会社における乳製品の食中毒事件。それから、BSE対策の遅れと食品表示の偽装事件、輸入食品での基準値以上の農薬の検出など、さまざまな事故や事件から、食の安全システムを見直すべきではないか、そして監視をもっと強化すべきではないかという国民の要求が高まってきたのだと思います。

さて、今日のテーマでございますが、「リスク」あるいは「コミュニケーション」を日本語で言ってくれないかという御要望も多々あると思います。しかし、「リスク」とは、私たちのこれまでの普通の考え方の中になかったような新しい考え方ではないかと私は思っております。それを簡単に申しますと、事故が起きる前に、有害性や危険性の程度、その起きる可能性を予測・判断し対策を立てる、そういうような考え方が「リスク」です。私たちは、先ほど御紹介しましたように、何か事故が起きてから、あるいは事件が起きてから、それが二度と起こらないようにということで対策が強化されてきましたが、実際は、こういったことをできるだけ起こさないようにするという考え方がこれから必要ではないかと思えます。そのためには、まだ事件が起こっていなくても、科学的にその起こる可能性や、その深刻さを予測するということがこれから必要とされています。しかし、ここに書きましたように、予測というものについては不確実さが伴います。その不確実さをどう扱うか、どう判断するかは、予測結果を利用する人によって変わります。その際の価値尺度は、その判断される方の教育や討論によっても変わり得る、ここに1つのポイントがあると思います。これは固定的なものではなくて、討論によって変わっていくことができるということです。

それから2番目に、状況や関与する人の考え方によって、先ほどビリーさんのお話では「ステークホルダー」という言葉で言われていましたが、食品安全に関わる消費者から生産者、全ての方々の考え方により、答えは異なりますが、世の中の事柄の多くについては答えが複数あり得ます。また、良いとするか、悪いとするかについても、その態度に幅があるというのが事実ではないかと思えます。

さらに、もっとわかりやすい例で挙げますと、例えば地震の場合、我が国では地震が多いわけですが、その発生時期、頻度、強度について情報が不十分な中で、できるだけ科学的に検討し、どこにどれだけの人や金を投じるべきかということ判断しながら、対策を選択しております。食品安全についても、科学的なリスクの予測という面では同じことが言えるのではないかと思います。

もともと、「リスクコミュニケーション」という言葉が我が国では新しいということですが、アメリカの National Research Council というところがございまして、そこが「Improving Risk Communication」という報告をまとめました。なぜそういったことをまとめたかということですが、情報公開で問題は解決するのかという疑問に答えようとしたのです。つまり、アメリカは情報公開の先進国というふうに考えられてきましたが、実際はリスクに関する情報の発信や受容プロセスに大きな問題があるために、情報公開だけでは問題の解決に必ずしもならないということが気づかれました。そこで、NRCは、社会科学、自然科学の専門家、連邦や地方の意思決定機関、産業界、マスコミ、環境団体などの関係者を集めて、リスクコミュニケーションそのもののあり方について検討いたしました。この結論の1つといたしまして、従来のリスクコミュニケーションは、専門家から非専門家への一方的な情報伝達と理解され、情報発信者の意図が受け入れられれば成功とされました。しかし、このNRCの委員会では、リスクコミュニケーションは、集団や個人、組織間の情報・意見交換プロセスと捉えて、関係者間の理解と信頼のレベル向上をもって成功の証というふうに考えました。この点は、先ほどビリーさんの講演でも御紹介があったところです。私どもは、このNRCの報告が非常に重要なものと考えて、ここに邦訳「リスクコミュニケーション - 前進への提言」という本に翻訳して日本語で紹介しております。

先ほどの御講演でも、「インフォメーション」と「コミュニケーション」は違うということが協調されておりました。「リスクコミュニケーション」は片仮名語ではございますが、我々の社会通念にこれまでなかった概念ですので、適切な訳語を見つけにくく、「情報提供」や「情報交換」と誤解している方が多いのではないかと思います。私は、ある論文を読みまして、リスクコミュニケーションに少なくとも3つの段階があるというふうに

考えております。

1番目は技術的情報の提供・開示の段階、2番目は情報に基づく説得と解説の段階です。現在の日本でのリスクコミュニケーションの現状は、この1番目、または2番目のものが大半ではないかと思えます。それは、言いかえますと、一方的な情報提供や啓蒙で、相手の意見を聞くまでにまだ至っていないというものです。第3段階といたしましては、リスクについて説明するだけでなく、関係者の意見を聞き、討論をするというステップが考えられます。ここで初めて、情報（インフォメーション）の提供だけでなく、対話（コミュニケーション）という要素が入ってきて、本来のリスクコミュニケーションがなされるのではないかと考えているわけです。

先ほどのお話でも、サイエンティフィックなアセスメントとジャッジメントを区別すべきであるというお話がございましたが、私も別な形でここに書いてみました。科学的な推測、もちろんリスクというものは、先ほどの地震の例をとるまでもなく、どこで、誰に、どんなことが起こるか、どのような危険性を含んでいるかということは、科学的に予測されなければなりません。しかし、予測については、その仮説や予測の道筋を明示して、どこにまだ不十分な点があるかということも同時にはっきりさせていかなければなりません。

一方、価値判断は、知識や経験、立場、時には信念に根ざして異なる答えが生じ得まして、リスクの受け入れとか認知についても、さまざまな考え方があります。私たちは、この科学的なアセスメントと人々の価値判断、この二つの要素が共に大切なものである。片方は安全の問題、片方は安心の問題とも言えるかと思いますが、その両方を総合して、リスク対応の意思決定がなされるべきではないかというふうに思います。

さて、化学物質との対比ということを言われたので、私は、ご存じの方もおられるかと思いますが、現在、我が国では、化学物質の環境排出・移動情報を公開して、化学物質の管理に役立てようというP R T Rという制度が動いております。この制度を発足させるに当たって、神奈川県が中小企業向けに開いた説明会で私はアンケートをとらせていただきました。そうしますと、こういう情報公開は何しろ手間がかかる、安全性評価について不明である、必要な情報が不足している、人材や能力の不足がある、情報の利用はどういうふうになるのか不明である、企業秘密の漏洩があるのではないかと、マスコミによる過剰な報道があるのではないかと、自治体の対応が不安である、さまざまな問題が挙げられました。これは裏を返せば、こういった問題を1つ1つ私たちが考えて解決をしていくことによって、その不安を取り除いていく可能性があるということでございます。

さらに、情報の理解にはどんな困難があるかということですが、複雑なデータの意味を

読み取る。情報を提供するだけならいいのですが、それがどういう意味を持っているか。それを的確に説明する必要があると私は思います。それから、有害物質の排出情報と健康・環境リスクの関係を理解するのが困難。それから、メカニズムが解明されていないために、環境中の物質の動きや分解経路などに関して十分なデータがないなど、科学的に不確実な場合が多くあるために判断がしにくいというような問題が挙げられております。これらは、食品安全の問題についても当たることが多いと思います。私たちは、どうしても白か黒か、安全か危険かはっきりしろということを要求しがちなわけですが、実際にはなかなか情報が十分でないということもあり得ます。しかし、私たちは、できる限り安全な食品を確保していかなければなりませんので、情報が不十分だからといって、何も対策を講じないというわけにはいきません。できるだけきちんと科学的に予測し、今ある情報の中で最善の対策を講じていくべきであろうと思います。

これは、先ほどのビリーさんの、スタートにリスクコミュニケーションがあって、最後にまたリスクコミュニケーションがあるという、私も印象深く見せていただいたのですが、非常にユニークなスライドがございました。これは、アメリカの大統領諮問委員会がつくった報告「環境リスク管理の新たな手法」に載っている絵ですが、真ん中に利害関係者というがありまして、その一番上のほうに、プログラム・フォーミュレーションと言いますが、問題の明確化から始まって、リスク分析、選択肢の決定、意思決定、実施、それからモニタリングという全てのプロセスに、利害関係者が初めから終わりまで関与すべきであるということです。しかも、この絵はサイクリックで1回で済まないで、もしまた新しい情報が入りましたり、モニタリングや評価で問題点が新たに見つかったら、もう一度最初から次の新しいステップを踏んでいくということも示しています。リスクコミュニケーションというのは、従来、ともすれば既に決まったことをわかってもらう、科学的な情報を何とか理解してもらうというふうに考えがちでしたが、問題がどこにあるのか、誰が、どうということを不安に思っているのか。それをまず一緒に議論して、それを1つ1つ答え、あるいは解決していこうという手法なり考え方だということを示していると思います。

さて、徐々に問題のどういうふうにしていけばよいかということについて触れていきたいと思います。リスクコミュニケーションは、今まで述べてきたようなことから、インターネットのサイトで情報を公開したり、技術者の、あるいは役所的な感覚で通り一遍のデータや解説を提供するのみで、消費者が理解してくれないとか、感情的に反応するというのを嘆くのは少し異なります。むしろ現在の我が国で、歴史的にも、また社会の構造基盤としても、必須となっている新しい仕組みであるというふうに捉える必要があるので

はないかと思えます。では、その新しい仕組みというのはどういったものでしょう。

先ほどの御紹介でも、「リスクアセスメント」、「リスクマネジメント」、「リスクコミュニケーション」の関係について述べられましたが、アセスメントからマネジメントの全てのステップにリスクコミュニケーションが必要ということはこの図は示しています。

さらに言いかえますと、リスクを科学的に評価する専門家、リスク管理に責任のある行政や生産者、流通業者及び食品を摂取する消費者などの全ての関係者の間で、双方向的にリスクに関する情報や意見を交換するプロセスというふうに定義することができると思えます。

これに対して、これまで安全性の問題は、どちらかといいますと、専門家や行政、メーカーに任されてきたのではないかと思えます。私たちの国では、国が専門家を使って何かを判断をして決めてくれる、その基準を守っていけばよいのではないかというふうに考えてきたところがあると思えます。むしろ、それに対していろいろ意見を言ってみるというようなことははばかれるという状況もあったと思えます。しかし、新しい考え方では、食品を毎日食べ、それにより生活と健康を維持している消費者自身も参加し、社会全体の責任において食品安全を達成していこうというふうに言えると思えます。先ほどの六角形と丸で書いたような考え方がこれから必要なのではないかと思えます。

では、どういうふうなことを各国で、あるいは外国ではやっているかということについて、若干例を御紹介したいと思います。欧州連合では、食品のダイオキシン汚染やBSE問題などを契機として、2002年1月に、食品法の一般原則と要件、食品安全庁が設立されました。これは、私たちの食品安全法や食品安全委員会に相当するものだとも言えます。ここの中でリスクコミュニケーションについて定義するとともに、消費者の関心の保護、透明化の原則をうたいまして、食品安全庁の長官や理事の人事に公募制を導入し、関心ある人々が当初から直接議論に参加し得る道を開きました。

アメリカのFDA（フード・アンド・ドラッグ・アドミニストレーション）というのがあります。食品医薬品庁ですが、そのウェブサイトでは、政府が決める事柄に対して意見を一方向、一過的に聞くだけでなく、常時各界や個人からの質問や意見を聞くため、それぞれ消費者、患者、保健の専門家、自治体の行政官、業界、マスメディア、女性、高齢者、子どもへの窓口を設け、さまざまな要望に対応している。次に例を紹介しますが、さらに、サプリメントとか、食品の表示、エイズなど、20以上のテーマについてメーリングリストというものを用意して、メールのアドレスを登録しておくだけで、自分の関心ある事柄について日常的に情報を受け取り、意見を述べられるという仕組みをつくっています。

これはその一部ですが、Special Interest Areasということで、先ほど申しましたように、消費者や自治体の方、それから業界の方、ヘルスプロフェッショナルとか、子ども、高齢者、女性というようなボタンが用意してあって、それぞれの方の関心を持たれる事項や、もちろん子どもとプロフェッショナルとでは理解のレベルが違います。しかし、子どもだからということではかにするのではなくて、子どもは子どもの要求・質問に答えてあげよう。それから、ヘルスプロフェッショナルは、科学的にもっと高度な質問があるかもしれないけれども、それにもきちんと応じていこうという姿勢がここからうかがわれるのではないかと思います。

さらに、新たな規制や法令の改廃に関する申請手続きを解説し、電子メールによる意見や申請、提案は誰でもができ、これに対して時間的な余裕をもって慎重に検討されます。こういうサイトは、前に探したらあったのですが、今は「Let Us Hear From You! 」というのが見つからなかったのですけれども、こういうサイトがございました。

だんだんまとめになります。もう40年以上前に、アメリカのケネディ大統領という方がおられましたが、「消費者利益の保護に関する特別教書」というのを発表されました。それは、私は現在でも、今、私たちが直面している食品安全のリスクコミュニケーションに全く適合するのではないかと思います。民主社会の行政府が消費者に保証すべき権利として、安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、主張し傾聴される権利というものを掲げております。これは、食品安全についても全くそのとおりではないかと思います。

最後に、検討し、実現すべき新たな課題として以上のようなことを考えてまいりましたが、実際に私たちの国では、高度に技術化し、しかも食品が全世界で大規模に流通しているという背景がございます。このために、輸入食品がたくさん日本に入ってきているわけですが、ピリーさんがお話しされたような CodexやWTOというのがあって、食品のスムーズな流通や各国の方の健康保護について検討しておりますが、そういったことにも十分耳を傾け、一緒に考えていかなければならないと思います。さらに、長距離輸送に伴い、生産現場と消費現場がほとんど隔絶してしまった現在の日本の社会という問題があります。これを解決していくために、私たちは、食品安全を実現していくには、リスクアナリシスの枠組みは我が国ではどういう形であらなければいけないか。また、非専門家である消費者は、リスクという考え方をどう理解し、自らの安全の保証と、しかも安価でおいしい食品の安定供給を実現し、日本の国だけでなく、まだ飢えている人たちが世界にはたくさんおられるわけですが、世界規模でこのようなおいしい、安価な、食品の安定供給をどういうふうにするかということを含めて、これを共に考えていくことが必要となっていると思いま

す。

結論です。リスクコミュニケーションとは、一方的な情報提供ではなく、その精髓は民主社会の基本である関係者が責任を持ち、意思決定に参加する、また、そういう機会をつくる。そして、正当な関心や不安に対して答えられ、意見を聞かれるということが実現される場所にあると思います。食品の「安全」と「安心」の関係がよく言われますが、「安全」と同様に「安心」についても必要な手間と人手をかけ、F D Aのサイトの例を示しましたが、そのような枠組みを構築していくことなしに、「安心」を保証することはなかなかおぼつかないのではないかと思います。

それで、我が国でどうするかです。食品安全基本法が成立いたしました。食品安全委員会が設置されましたが、最も重要な当事者である消費者の「知る権利と、意見を聞かれる権利」が明確にされ、また、ほかの関係者である生産者や流通関係の方、専門家の方、行政の方もありますが、それらの方が、問題の指摘に始まり、その解決方策の検討に至るさまざまなステップにおいて意見を述べ、尊重される枠組み（場と機会）が我が国の社会で確立され、また、これは人に頼っているだけでなく、一人一人が自らの命と生活を守る方法について学び、また、自分の考えをきちんと持って、相手に理解してもらえということに習熟していく必要があると思います。このような対応について、今までの私たちの学校教育では十分訓練がなされていなかったのではないかと私は思いますが、やはり自分の考えをきちんと持って相手に説明し、また、それを理解してもらおう。同時に、相手の言うことを聞いて理解しようと努める。こういったことがリスクコミュニケーションの今後の重要な分岐点となるのではないかと考える次第です。

以上です。（拍手）

事務局 どうもありがとうございました。リスクコミュニケーションを行っていく場合の幾つかの論点を、化学物質の場合の例も引いていただきながら、科学的なチェックは当然としながらも、場と機会の提供でございますとか、一人一人の考え方といった、社会的な観点を含めて十分な議論が必要だというふうな御指摘があったかと存じます。どうもありがとうございました。

それでは、ここで15分ほど休憩をとらせていただきます。3時20分からパネルディスカッションを始めますので、それまでに席にお戻りください。時間厳守でお願いいたします。それでは、休憩といたします。

（ 休 憩 ）

事務局 お待たせいたしました。それでは、時間でございますのでパネルディスカッションを始めます。

初めに、パネリストの皆様を御紹介いたします。向かって左から、本日のパネルディスカッションのコーディネーターを務めます食品安全委員会の寺田雅昭委員長です。そのお隣が、先ほど基調講演をいただきましたトーマス・ビリー前 Codex委員会議長でいらっしゃいます。そのお隣が、消費者のお立場からおいでいただきました全国消費者団体連絡会事務局長の神田敏子様でいらっしゃいます。そのお隣が食品製造のお立場からお見えいただきました味の素株式会社理事・品質保証部長の石井胖行様でいらっしゃいます。そのお隣が、やはり先ほど基調講演をいただきました徳島大学の関澤純先生でいらっしゃいます。そのお隣が、明治大学客員教授、前NHKの解説委員でいらっしゃいまして、現在、食品安全委員会委員も務めていらっしゃいます中村靖彦様でいらっしゃいます。

それでは、議論に入る前に、今日、御参加の皆様からお申込みのときにいただいた御意見、あるいは御質問につきまして、簡単に御紹介をさせていただきたいと思えます。先ほどのビリーさんのお話だと、こういったものは全て皆さんでシェアしなければいけないのですが、取りまとめの時間がございませんでしたので若干口頭で説明させていただきます。

まとめてみますと、1つは、リスクコミュニケーションを行う場合の情報の出し方とか、あるいは相互交換のやり方といった問題でございます。何も問題が起こっていないときから、消費者への食の安全に関する情報をちゃんと出して、正しい理解がなされる努力をすべきとか、あるいは情報の出し過ぎ、出さな過ぎはどちらもパニックを起こす可能性がある。あるいは、突然断片的な情報の提供を受け、期限付きで合意形成を求められて、また、専門用語が氾濫する説明会等に参加しても、消化不良を起こして拒絶反応を起こしてしまうとか、あるいは食の分野においても、インフォームド・コンセントが必要。それから、メディアへの情報の出し方の研究が必要とか、学校教育にも食のリスクコミュニケーションを取り入れるべきだとか、情報提供のやり方とか、あるいは意見の相互交換の仕方につきましての御指摘をいただいております。

それから、2つ目でございますが、リスクアセスメントの実際に関するお尋ねでございます。例えば科学的評価といっても、何がどのように作用するのか実際にはわかっていないことが大部分である中で、実際にはどうやって評価などを行っているのですかとか、あるいは、科学的条件がそろっていない場合にどういうふうに評価をしていくべきか、パネリストの考えを伺いたい、そういったものでございます。

それから、3つは、だんだん専門的になるのですけれども、食のリスクのベネフィットといったものの定量化の可能性についてということです。針小棒大という比喻があるように、リスクを定量化し比較することで、不安という情動を冷静な理解に導く文化的素地が日本にもあるという御指摘ですとか、あるいは難しい言葉ですけれども、リスクトレードオフ分析といったようなものを政策研究すべきといったような積極的な御意見。その一方で、また、我が国の食の安全に向けて、そのような確率統計的なリスク分析手法が果して本当になじむのだろうかといったような御指摘もいただいているところでございます。

4つ目は、どちらかというところ、安全管理、リスク管理の問題かとは存じますが、例えば食品添加物など内外の規制に不整合があるとか、生産過程に我が国の規制が及ばない輸入食品の安全性の問題とか、国際間の食品衛生関係の規制の不整合を何とかすべきであるというふうな御指摘もいただいております。

そのほかたくさんいただいておりますが、本日、時間の都合で御紹介、あるいは議論できない御意見とか御質問に対しましては、管理省庁とも御相談の上、何らかの形で答え、また意見交換ができるように考えてまいりたいと存じております。

以上、いただいた御意見について御紹介申し上げます。

それでは、寺田委員長、パネルディスカッションをお願い申し上げます。

寺田委員長 それでは、まず本日のパネリストの皆さんに食の安全に関するリスクコミュニケーションとして、日頃、どうということをお考えかということをお伺いしますけれども、まず、時間の関係がございまして、大きなフレームワークとしまして、現在の食に対する不安とか安全とか、そういうことに関してどういうふうにお考えおられるかということが1つ、大きなフレームワークですね。その次が、それでは将来的にはどういった危険性があるのか。あるいは、どういった研究をやっていったらいいのかということ。3番目には、時間がございましたら、国際的な場でのリスクコミュニケーションに関してはどういったお考えをお持ちおられるのかということをお話ししていただきたいと思っております。

まず最初に、今、西郷さんのほうから話がありましたように、いろいろな質問の中で情報提供の仕方についていろいろな御意見がございましたけれども、これを踏まえまして、関澤先生のほうから何か一言ございましたらお願いいたします。

関澤氏（徳島大学総合科学部教授） 情報提供スペシフィックということにならないかもしれないのですが、先ほどちょっとお話しさせていただいた中で、我が国で食品安全基本法ができ、また、食品安全委員会というものができまして、今がちょうどいろいろな意味で皆さんが関心を持ち、考える機会を持っているときだと思っております。情報提供の方法も

含めまして、私たちがリスクコミュニケーションについて、これはどうしたらいいのかということで、目に見える前進を望んでいるのだと思います。私たちは食品安全委員会のお手伝いもしているわけですが、リスクコミュニケーションについて、先ほど御紹介した情報提供の手法も含めまして、何か目に見える前進というものをきちんと達成していきたいと思っております。

ビリーさんの講演でも、ビジョンがまず第一だと。そして、ゴールを設定して、それに対して戦略を持って、目に見える目標を持って一つ一つ進んでいこうではないかという御講演だったと思いますが、リスクコミュニケーションの手法もその中の1つであるというふうに思いますし、ぜひ私たちはこのことについて一緒にディスカスして、では、今、私たちは何ができるか、どういうふうにそれを達成していくかということ、この機会、また今後の機会を通じて、ぜひ検討していきたいと考えております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。今、情報のことを言われましたとおり、どうしてみんなが不安に思っているのか、原因は何なのか、どうしたら安心あるいは安全が担保されるか。それから、こういう実際のマネジメントのほうも当然入ってくると思いますけれども、全体に関しまして、国民の食に対する漠然とした不安とか安全性の確保ということに関しまして、日米の間で差があるかというようなことも後でビリーさんにお聞きしたいと思いますけれども、食品製造のお立場から、石井さん、何かございますでしょうか。現在、日本の中で食品の安全とか安心に関しまして、あるいは、その情報の提供ということも含めまして、どういうふうにお考えになっているか。

石井氏（味の素株式会社理事・品質保証部長） 食品業界は、2000年以来、新聞、テレビで、話題と言うにはちょっとシリアス過ぎるような問題がいろいろ出てきまして、情報公開ということについていろいろ勉強もしましたし、また、経験も積んでまいりました。神田さんのお隣に座らせていただいて、とかく私ども製造する側と消費者の皆さんとが対比されるような図式が描かれているのですけれども、これは、ある意味では、お互いに相手のことを知らないということが1つあるのではないかと。特に消費者の方から見ると、とにかく情報が不足である、よくわからない、それを知らされていないのではないかと。もっと言えば、隠しているのではないかとというような一種の不信・不安というものがある。それから、製造する側からいきますと、自分たちではかなりしっかりやっていると思っておりますが、製造している側から見ますと、何が気になっているかということ、何か情報が出たときの過剰な反応というものが一番気になっているのです。ここ数年の間にも、特に最初のほうでは、相当いろいろな過剰な反応もあったように思います。最近、その辺が

非常にこなれてまいりまして、私どもも情報を出しやすくなったし、皆さんも、特にマスクミ、メディアの方々もそんなにびっくりするような行動をされなくなったので、かなり下地ができてきたなというふうに今感じております。

やはり一番大切なのは、私の立場から言えば、できるだけ情報は公開をする。この機会がありますように、これが一方的な情報の提供ではなくて、相互にその情報をもとに、あるいは質問をもとに、お互いに話をする機会というものをぜひどこかでつくらなければいけないのではないかというふうに思っております。ただ、それをどういうふうにするかというののもう1つ形になっていないわけで、そういう形をつくるきっかけとして、こういうコミュニケーションの場をスタートとして使わせていただければ非常にありがたいと思っています。

寺田委員長 どうもありがとうございました。対比するなということ、私も全くそのとおりでございますけれども、こういう場になりますと、やはり消費者団体の御意見ということで、私は、自分自身も、最初、この委員になりまして、消費者とか何とかというのは非常に奇妙に感じたのです。食品というのは、みんなが1つのことに関して生産者であっても、ほかことに関しては消費者でありますし、当然そうだと思うのですけれども、一般的な消費者全体のことに关しまして、いろいろなことで御意見を持っておられます、あるいは、よく勉強されています神田さんに現在の状態でひとつ御意見をいただければと思います。

神田氏（全国消費者団体連合会事務局長） では、消費者の立場ということで、食に対して不安に思うこと、それから、どうしていったらその不安が解消されるのかといったようなことを含めてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、食に対する不安に思う原因というのは幾つかあると思います。関澤先生の基調講演の中でもありましたのでダブると思っておりますけれども、今は本当にいろいろな食品に囲まれているということで、たくさん輸入食品があり、さまざまな加工食品があり、それから食経験のない新しい食べ物があるということで、私たちは、誰が、どこで、何を、どのようにしてつくっているのかということが本当に見えにくくなっていることが多いので、まずはそういうことに対する1つの不安があると思います。

それから、表示の問題ですとか、今、企業の立場でお話ございましたけれども、最近はその関係も少し動きが出てきたというお話がありましたけれども、とにかく私たちが物を買うときのよりどころである表示が信用できないというようなことがありましたり、それから、企業の不祥事と言っているのでしょうか、そういったいろいろな問題を起

こされる中で、あるいは生産者の中には、例えばホルマリンを使ってはいけないのに使わずとつくって、それも出荷をするようになってしまう。そういうようなことがあつたりしますと、そういった製造する側、あるいは食品をつくる側に対しての不信感というものがありますから、そこから不安が生まれるということが1つあると思います。

それから、もちろん情報のあり方ということが非常に大事だと思いますので、情報のあり方によっては本当に不安にかられてしまうというようなことをこの間、経験しておりますので、皆さんもそう思われると思います。

それから、例えばいろいろな安全基準がつくられておりますけれども、その安全基準が一体どういうふうにつくられているのか。信頼できる人がつくっているのか。あるいは客観性を持ってつくられているのか、そういったようなこと。それから、チェック体制は万全なのだろうか、万全でもなさそうだとというようなことから不安を感じたりいたします。それから、例えば物を聞いたときに、「それは安全なんですよ」というふうに結論だけを言われることがあります、そういった結論だけが示されましても、なかなか信頼感といえますか、納得感というのがないのではないかと。そこに至るまでのプロセス、そこに至った理由というものが非常に大事だと。そこが見えることが大事であって、見えないことによる不安というのがあるのではないかとこのように思います。

それから、もちろん、まだまだ消費者の勉強不足、知識不足ということが根底には確かにあるかもしれません。このような不安をいかに解消するのかということで、これというピッタリした答えが簡単に出るわけではございませんけれども、いろいろ考えられると思います。もちろん、製造者、あるいは物をつくる方たちが規格基準、法律を守るということとは言ってもありませんし、業者のところでも検査・チェックの充実を図る。それで、その経過とか、結果の公表、発表するということについては基本的なことですから、そこはきちんとやっていただきたいということ。

それから、行政との信頼関係を築くことがやはり大事ではないかというふうに思っていますが、例えばリスク評価を行う専門家の人たちが本当に透明性を持って、そういった透明性をいかに保つのか。透明性を保っていくということが信頼性につながるのではないかと。これは1つの例ですけれども、そんなふうに思います。非常に重要なポイントではないかと思うのですが、今日はビリーさんがいらしていますので、その辺のこともお聞きしたいと思うのですが、EUですとか、アメリカでは、非常に徹底してそういった専門家の透明性というものを図っているというふうにお聞きしておりますので、もしお時間がありましたら、後でアメリカでの様子をお聞きできたらいいなと思っています。

それから、もう1つ重要なことは、やはり消費者の参加という問題だと思います。直接基準をつくったり、調査活動に関わったりということもありますけれども、消費者の意見をどう聞いてもらえるのか。あるいは、意見を交換したものが本当に政策あるいは基準づくりですとか、そういったことに生かされていくのかということだと思います。生かされていくことによって不安も取れる、信頼関係も生まれるのだろうというふうに思います。ですから、今日、ビリーさんのおっしゃっていただいたお話ですとか、関澤先生のお話からも十分わかりますように、本当の意味のリスクコミュニケーションというのが非常に大事になってくると思いますし、正確な情報の共有化ということも非常に大事だということはそのとおりだというふうに思いました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

食に対しての不安、あるいはシステム全体に対するポヤッとした安心感を持ってないというようなことの原因に関しまして大変よくまとめてくださいます、それは1つ1つ本当に大事な問題だと思います。

ここで、コミュニケーションといいますと、どうしてもマスメディアの力が大変大きいのですけれども、そういうことにも御経験のある中村先生はどういうふうに見ておられますか。

中村氏（明治大学客員教授・元NHK解説委員） なぜ不安を持っているのか、不安の原因なのかというのは、今おっしゃったことにダブらないで申し上げれば、やはり食の世界の変化がものすごく激しいものですから、行政とか何かの対応のシステムが追いついていないという点があると思うのです。例えば輸入している食品の検査にしても、あるいは残留農薬の基準にしても、最近は製造の仕方も非常に多様になっているし、それに対してチェックする制度がどうしても少し前の制度であった。それで、追いついていかない。そこに消費者の不安が生じるのではないかというふうに思います。

それで、情報提供の仕方について、私も長いことメディアの真ただ中におりましたので少し申し上げさせていただくと、情報というのは原則として公開というのはやはり大切なことだと思います。これまでの行政なり、あるいは食品産業の考え方というのは、すぐ公開するのではなくて、一応、対策が何か出てきたら、そういうことがちょっとまとまってきたら公開しよう。少しためらいがある。ためらいがあるうちに、どこからニュースが漏れて問題になるというようなことが間々あったのだろうと思いますが、それは、最初に公開するときに、ためらいはもちろんわかりますが、ためらいも含めて、例えば今は対策がはっきりとしていないけれども、それは大体いつ頃までにはそんなことがめどがつ

きますよというような形のためらいながらの公開でも、それは私は構わないと思います。それを、さらに段階を追ってフォローしていけばいいのではないかというふうに思います。

それから、よく風評被害とか、あるいは過剰報道というふうに言われまして、ここは大変大事なところですが、私は風評被害というのは、事実を報道している、伝えているということにおいては、風評被害とは言えないというふうに思います。ただし、事実は事実で幾つかあるけれども、その中で特にジャーナリズムとして、メディアとして、どの部分に一番お客様の関心を引きそうだというようなところに若干ウエートをつけて報道するということはあり得る。これは、メディアの1つの性格としてやむを得ないことではないか。事実でないことを事実であるかのごとき形で報道するのは、これは風評被害であろうというふうに思います。

このメディアに関して、私は2つ、いろいろな立場の方々に申し上げたいと思うのは、実はマスコミとか、メディアについての考え方です。これはどういうものなのか。これは、実はジャーナリズムというのは常に体制に対して批判的な姿勢を持ち、そして常に世の中の動きに対して疑問を持ち、何か問題があればそれを指摘して、世の中にそれをアピールしなければいけない。それは本質的にマスコミが持っている機能でありまして、それをいろいろな方々が、行政にしても、食品産業にしても、消費者にしても、そのことをまずわきまえた上でお付き合いをするということが大事なのではないか。つまり、メディアは常にいろいろな分野、さっきのお話で言えば、ステークホルダーというふうに言ってもいいかもしれませんが、そういう方々と緊張関係を持って仕事をしていく。それが実はメディアなんです。そういう前提をわからないで付き合っていると、何だか人にケチばかりつけている、けしからんというような受け取り方になってしまう。そこからは余りプラスになるものは生まれないのではないかと思うのです。それが1つ。そういうことを知った上での付き合い。

それから2番目は、さはさりながら、やはりメディアからもそうですが、メディアに対しても日常的な意見交換をしていく場を設けておくことが必要なのではないか。さっきちょっとお話が出ているように、何か事が起きて、センセーショナルな問題が起きたときには、そのときに落ちついて、いろいろな部門の人と、マスコミにもいろいろなセクションがありますので、そういうところと、そういうときににわかに意見交換をしようといっても、そうはいかないんです。やはり日常的な意見交換の場を持ちながら、それによって理解を深めていくということが必要なのではないかというふうに思います。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

先ほどから出ています食に対する安全性の機構としての構築と、安心感をコンシューマー、ステークホルダーが持つということで、日本でも大きな問題になって、このような食品安全基本法ができて、安全委員会ができたわけでございますけれども、アメリカでは、先ほどビリーさんが1990年の頃までにいろいろ問題があって、リスクコミュニケーションを中心として、それがうまくサプレイスされたというようなお話をされました。それにつきまして、もう少しどのような問題が実際にあつて、それが実際にはどういうことで不安感がなくなつていったのかということと、先ほどお話がありましたように、その間のマスメディアとの付き合い、あるいはマスメディアのいわゆる風評被害というようなものがあつたのか。あるいは、それに対してはどのようなふうな対処をやられたのか。その3つの点につきまして、よろしかったらお教え願えましたらありがたいと思います。

トーマス・J・ビリー氏（前 Codex委員会議長） ほとんどの国では、国を問わず、問題が起こつて、それは食の分野かもしれませんが、自動車かもしれない。消費者にとってどんな関心のある分野でも、その時々には問題が起こります。そして、幾つかの理由があつて、いろいろな事件、事象が進んで、その結果として消費者が反応する。その消費者の反応というのは、本当に不安になつてきた、心配でしようがない、こういうことが次々と起こっているということについて消費者として心配である。だから、もっともっとそれについて知りたい、理解をしたい。なぜ、そもそもそういったことが起こっているのか。それは一体どういうことなのかということを知りたいと思います。

そういった経過をアメリカも90年代初頭に経ました。90年代の初め、ダイオキシンの問題もありましたし、それから、食品によるさまざまな疾病も出てきた。幾つかの問題が起こつたわけです。消費者あるいは国民がそれをよく学べば、知れば知るほど、国民の反応として、行動を求めようになつた。リスクを軽減してほしいと。こういったことが起こつたけれども、それが繰り返されないように、リスクを軽減する、アクションを求めてきた。そういったシグナル（信号）の発信が国民からどんどん出されてきた。

食の安全ということで申し上げますと、ハードルを高めたわけですね。食はより安全であつてほしいと、要求基準を高めたわけです。どうしてやればいいのかとか、解決策はどうあるべきかということまでは消費者はわからない。しかし、これだけの事件が起こつて、消費者としてはそれは受け入れがたい、だから改善せよと変化・改善を求めてきた。ハードルを高めたわけです。アメリカの場合、そういった消費者の動きが一連のステップをまた惹起した。詳しくは申し上げませんが、それが契機となつて、リスク分析のプロセスを

とるようになりました。

2つ目は、全ての食のカテゴリーで消費者の期待を上回るようなリスクがある食の分野に、全てHACCPを義務づけたわけです。大・中・小問わず、工場、生産者に適用されたということで、HACCPは今、成功裏に実践されています。

それから、そういったHACCPを設けるだけではなくて、消費者を求めたモニタリングが大事です。その消費者のモニターをせよということに応えたのが、先ほどからのリスクコミュニケーションです。そして、その過程では情報とデータも公開、共有しろということになりまして、最善の例としてこんなことが言えると思います。システムを構築いたしました。そして、食を改善するような疾病を同定して、いわゆる確認をして、その原因がどうであれ、どのように解決したらいいのか。それは農家かもしれない、食品加工業者、あるいは家庭での食品の摂取の仕方、調理の仕方と原因はいろいろあると思うのですが、原因は何であっても、それをどう解決していったらいいかということ。それを明らかにしようということで、そういったデータは、アメリカだけではなくて、世界じゅうに公表いたしました。情報の共有の透明性が非常にうまくいった。それが成功になりまして、それが消費者の信任、そして信頼を得ることになりました。

それは、先ほど御紹介があったわけですが、消費者たるものは合理的な期待を満たさなければならない。消費者はそれなりの期待に応えてもらわなければいけない。問題を知る。そして、その問題にどのように取り組みがなされているかを知る権利が消費者にはあるわけです。

あと3つ申し上げたいと思います。消費者といいますけれども、消費者もいろいろいます。リスクを徹底的に嫌う消費者もいれば、あるいは多少のリスクならばと考える消費者もいらっしゃる。例えばリスクに対する消費者の感性も違うのです。消費者だからといって、気持ち、反応がみんな一律であるということはない。そこもきちんと理解しなければならない。リスクコミュニケーションをする上でも、そこを十分に留意していなければならない。ですから、全てのコンシューマーにちゃんと伝わるように伝えなければならない。小さな子どもを持つ親にしてみれば、子どもの口にするものに対する、即ち食に対するこだわりは、やはりほかの人とは違うと思います。自分だったら食べてもいい。しかし、自分の幼子に与えるならば親としてという、その期待もまた違うわけです。それぞれの消費者といっても、そういった気持ちも立場も違うということを十分に勘案する必要があると思います。

自動車を買うときにも、自動車に期待することはみんな違うと思います。安全というこ

と、エアバッグは絶対ついていなければいけない。前だけでいいのか、両サイドからエアバッグが出てきたほうがいいのか。あるいは、衝突を考えると大型車のほうがいいのかと思うのか。安全のさまざまな機能としても、自分はこういう安全機能がついた車が欲しいと。車を買うときは一生懸命判断すると思います。自動車メーカーも、それについていろいろな情報とか説明を出してくれる。だから、そういった情報をちゃんと見て、自動車を購入するに当たっては、自分で安全の期待に沿った車を選ぶわけです。

食品についても同じでなければならぬ。即ち、情報を得て、それを理解する。情報が有り、理解する力があれば、消費者は自分で選択することもできる。消費者はみんな違いますから、消費者のする選択・判断もみんな違います。しかし、情報を提供する。そして、それを理解するということは、やはりコミュニケーション次第である。コミュニケーションをうまくするかどうかということが、やはり今後、日本でも鍵となっていくと思います。アメリカでもそうでした。

次にマスコミの話ですが、建設的な、前向きな対話がマスコミを巻き込んで可能であると思います。マスコミも、マスコミにとってのお客様とコミュニケーションしたいと思っているわけです。これは、私のアメリカでの、そして Codexでの経験ですが、有益な情報をマスコミに提供すると、必ずマスコミは国民とそれを分かち合ってくれる。マスコミの手でそれをまた発信してくれます。そうではなくて、プレスリリース（新聞発表）でこういう事故が起こりましたというようなことだけではいけない。そうではなくて、食品の安全制度はこうである、それに当たってはこういう措置をとった、講じたというようなところまで言いますと、ちゃんとそこまでマスコミというのは報道してくれるということで、やはり積極的、前向きな対話がマスコミでもなされなければならない。リスクコミュニケーションのプロセスにはそこも入っている。それができればマスコミの理解も高まる。そうすれば、マスコミは、今度はマスコミとして読者、視聴者によりよくコミュニケーションしてくれると思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

シナリオの上では、次から将来はという話ですが、もったいないので、現在、何を不安に思っているかとか、今のお話を聞かれてからでもいいですし、そうでなくても結構ですから、どなたかご発言、あるいはご質問ございますでしょうか。

関澤氏 今、ちょうどメディアと建設的なダイアログというお話がございました。私も、これは非常に大事なことだと思います。これまで我が国では、例えば「Codex」という言葉を聞いたこともない人が多かったし、WTOについてもほとんど関心が

なかったと思われませんが、最近、WTOで農産物の規制撤廃の話などが新聞をにぎわして
いまして、我が国の農業はどうなるのか。私たちの食料供給はどうなるのかということに
一般の方も関心を持たれるようになったと思います。これは、もちろん皆さんが関心を持
たれることであるということは、とりも直さず、メディアの方もそれについて何らかの報
道をしたいというお考えを持たれると思います。

先ほどビリーさんと別室でお話ししていたときに、国際食品規格制度というのがござい
ますが、そこで国際的な食品流通について、いろいろな基準や勧告を決めているわけですが、
それについて会議の後、必ず報告会をアメリカの国に帰ってからやっている。どう
いうことを決めて、どういうことが問題とされて議論されたかということ報告会をして
いるんだよというお話を伺いました。私は、こういったことを一つ一つ皆さんに知らせて
いくというのも非常に大事なことだと思います。そういうことを理解しながら、私たちが、
では日本の国でどうするのかということ、政府だけでなく、国民も一緒に考えていく
べきだと思いますが、まず国際的なところでどんなことをやって、私たちの大きな意味で
の食品流通の枠組みが決められているのか。場合によっては、日本に対して不利なことが
決まる場合もあります。日本とアメリカではもちろん食生活が違いますが、それも私たち
がきちんと言っていかなければ、日本人から見れば、なぜこんなふうになってしまうの
ということがありますが、そういったことを一つ一つきちんと言明して、メディアの
方にも報道してもらおう。これはすごく大事だと思います。

私は、ちょうど1998年のFAOとWHOのリスクコミュニケーション会議に出たときに、
FAOとWHOの方に、メディアに対してどういうことを報告されていますかということ
を伺いましたら、そのときのお答えでは、余りそういった機会はつくっていないという答
えがありました。当時、その会議で、例えばドイツの方は、メディアは偏った報道しかし
ない、これを何とかしろというようなことを勧告に盛り込むべきだという主張をされたの
ですが、私は、ではWHOやFAOは、メディアに、自分たちが国際的なお金を使って、
人を使って、どんなにちゃんとしたことをやってきているかということをもっと説明し
ているのかということ、必ずしも十分できていないというお答えだったので、では、そうい
うことをやっていくことによって、もっと改善できるのではないかというお話をしました。

それは結局、勧告に盛り込まれたのですが、同じことが日本の国でも言えると思います。
私たちは、自分たちの食生活を大きく決められている国際的な枠組みでの動き、また、国
の行政、都道府県での動きについて、もっともっとメディアの方にお知らせして、彼らに、
いい意味で私たちが考える情報を知らせてもらおう。というのは、国が全ての国民に一手に

お知らせすることはなかなかできませんが、そういったところを通じて、彼らがいろいろ大事と思うことを選んで報道してくれるというふうに、もっといい情報を提供していくべきではないかということで、ビリーさんのお話の中から、コンストラクティブ・ダイアログ・ウィズ・メディアというのを非常に印象深く聞かせていただきました。

中村氏 もちろん建設的な会話というのは大変結構なことですが、日本でどういう形でやっていくかということは、日本のメディアの特徴でもないけれども、非常に熱しやすく冷めやすいところがありまして、その前にも私のかつての同業者の方がいらっやいますから、あるいは怒られるかもしれませんが、そういう性格があるわけですね。それをどういうふうに織り込んで、さっき消費者もいろいろありますというふうなお話がありましたけれども、実はメディアもいろいろありますということで、そのところは、私がさっきちょっと申し上げたように、建設的な会話に至る前の段階での日常的ないろいろなコミュニケーションで、まず最初は建設的にやっていくところまでいかないかもしれないけれども、お互いに情報を共有することで、ワンステップずつ上がっていくというぐらいしかないのではないかと。恐らく、食品企業とか、消費者の方々は、もちろんビリーさんがおっしゃったことは大変結構ですが、日常、今までの経験からいくと、そんなきれい事だけで済まないんじゃないのというような気持ちを持っていらっやる方も多いのではないかと気がして、一言申し上げました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

神田氏 もしかしたら少しズレてしまうのかもわかりませんが、いろいろな消費者がいるということで、情報をきちんとして選択ができるような手だてをしよう。そのためには、コミュニケーションが大事だというビリーさんのお話があったわけですが、日本でも7月1日からこういった形でいろいろ変わってきてスタートしてくる中で、私たち消費者団体のところでも、食品安全委員会の皆様方と交流をしたり、あるいは、いろいろ行政のところでのリスクコミュニケーションを実施したりという場に就くといいですか、そういう経験をこの7月から本当はかなりハードなぐらいにやってきております。

そういう中で感じますのは、本当にそういう方向で動いていくということは、最初はいろいろ模索をしながらということがありますので、完璧なものを求めているという意味ではないのですが、そこから感じましたのは、とにかく消費者は無知であると。ちょっと表現が悪いですが、消費者はいろいろなことを余り知らないのと、例えば専門家とのギャップを語るときに、確かにありますので、それはどういうふうに埋めていくのかということがあります。ですから、専門家はわかりやすく話さなければいけないというような

ことが語られますし、私もそのとおりだというふうに思うのですけれども、そのときに、消費者はほとんど知らない、いろいろなことを知らない。それから、マスコミは都合のいい報道をする。そういうことがまず前提にあって、専門家がそこで教えてあげるんだというようなことがありはしないか、そういうことをちょっと感じることはあるのです。

ですから、そういうことではなくて、今日、ピリーさんのお話の中で非常に印象に残りましたのは、「同等の敬意をもって」という言葉がございました。その言葉が非常に耳に残っておりまして、やはり同等の敬意をもって、いろいろな立場の方たちが一緒にリスクコミュニケーションをする。それを本当にみんなが自覚をしていかなければならないのではないかと。専門家の方に教わることは確かにたくさんありますし、教わっていかなければならないのですが、専門家もまた逆に違った視点、消費者から言われて気づく部分もたくさんあるだろうというふうに、私が言うのも変ですが、そういうふうに思ったりするわけで、本当に同等の敬意をもった関係づくりがまずあるべきだろう。それは、皆さん、わかっているのかもしれないですけども、ここ何か月かやってくる中で肌で感じるがありますので、ちょっと外れたかと思えますけれども、ここで申し上げさせていただきました。

寺田委員長 非常に耳の痛い話で、そういうことはないのですが、そういうふう感じられるということはそうだろうと思いますし、反省しなくてはいけないことで、私たちの委員会が存在するそもそもの理由は、できるだけ安全のシステムをつくって消費者に安心感を与えるということですから、今の御意見は非常に貴重でございます。どうもありがとうございます。

石井氏 関澤先生のお話の中に、Codexの後で、例えば報告会がアメリカではあるけれども、日本はないと。最近、お役所もその辺はかなり考えていらっしゃるしまして、神田さんと私も、Codexの前後にこれから年間6回ぐらいやられるそうですけれども、例えばCodex対策協議会というようなものがありまして、そこでの議論は全部インターネットで公表されるというようなところまで進歩してきているわけです。ほかに、よく見ると、いろいろなところにいろいろな情報は、私どももそうですし、いろいろなお役所もそうですし、いろいろな情報が公開されているのですけれども、難しいのは、どこにその情報があるのかがよくわからない。探し出すのがなかなか大変で、本当に欲しい情報はどこにあるのか。それは、情報を出すほうにも、きっといろいろと慣れない点があつて難しいのだと思うのですけれども、先ほどピリーさんのお話の中に、多分、コミュニケーションの専門家が必要だというお話がちょっとあつたのですが、私は、日本とアメリカと一番違うのは、コミ

コミュニケーションの専門家を養成する機関がほとんどない。私、詳しいことは知らないのですけれども、アメリカの大学のコースの中には、リスクではないですけれども、パブリックコミュニケーションというか、そういうことを専門とする人を育てるコースがいろいろな大学にあるというふうには伺っているわけですが、どうも日本ではそういうコースはどうもないのではないか。その部分が一番不足していて、だから、せっかくある情報が必要な人に、必要なときに伝わらないのではないか。もしもあるとすれば、日本はその辺をもう少し考えなければいけないのではないかというふうに感じております。

寺田委員長 ありがとうございます。

確かに教育の面から、今言われたような、ハイエデュケーションのところでのパブリックコミュニケーションの技術と言ったら軽く見えるのですけれども、実際に非常に大事なことで、これは子どものときの食に対する感覚という教育は絶対的に必要で、日本のように60%を輸入するようばかなことには私は本当はならないだろうと思っておりますが、これはまた別なことで、こういうところで時間を余り取ってしまいますとあれなので、大事な部分でございますけれども、次のところにいきまして、私、委員会の委員長に就任して以来、興味を持っていますのは、いわゆる量的なリスク評価ということで、よくゼロリスクはないんだと言いますと、例えばコンシューマーで、私の知り合いの人が、では、どれだけの数字のリスクがあるんだとか、数字のリスクということは日本の中では余りやっておられない。外国でも、これから国際的にも育ちつつあるところで、この間、実は委員会でビリーさんに、最近、サムエナに関する量的なリスク評価ということのお話をしてもらったのですが、量的なものがないと、どれだけ政策が効いたかということのリスクもエバリエーションできませんし、大変大事な分野だと思うのですが、ビリーさん、その辺に關しまして、ちょっとお話を……。あるいは、どういうふうに進んでいるのかということに關しまして、お話しいただければと思います。

トーマス・J・ビリー氏 ありがとうございます。リスクを定量化するという分野は、何年も前にサイエンスの一分野として発達してきまして、特に残留化学物質、残留農薬、その他の残留物質、食品添加物、その他の添加物、また薬物一般に使われてきました。そして、数学者、またサイエンティスト（科学者）がある方法論を使いまして、化学物質の形態、それからまた、どれだけの量が存在をしているか。また、それがいかに組み合わせられて、消費者、あるいは、ある個体がどの程度まで曝露されるのか、これは非常によく確立された技術となってきています。それからまた、リスクの定量的な評価法の本も出版されていますが、これは主に化学物質の分野です。

そして、新しい分野で私たちがアメリカで手がけ始めたもの、それは今、Codexも取り組んでいるものになりましたが、定量的なリスク評価を最近、バクテリアに対して行う。つまり、生きている生物で、ある環境では繁殖をし、ある環境では死に、そしてまた、その集団を再構築する。そういったサイクルを食の生産システムの中で起こしているわけです。そして、そういったことが起きているということから、リスクのモデリングを行っている人、数学者、また科学者たちが、全く新しい、従来とは全く違ったモデルを使わなければならなくなった。それが行われてきたわけです。

そして、その結果として、アメリカ、またCodexにおいても、リスクの定量的な評価を、さまざまな食品の病原菌に対して行えるようになってきました。これは非常に重要なツールで、アメリカでは、私たちがこれに依存をし、リスク管理者はこれをもとにして、最も有効なリスク軽減方法の判断を行います。そして、Codexの場では、リスク評価の結果をCodexの委員会に戻します。そして、委員会において、各国政府にガイダンスを提供することになっています。各国の状況に合わせて、どういうステップをとったらいいかというガイダンスの土台になります。Codexに参加している大半の国はリスク評価を行う能力を持ち合わせていません。そして、Codexにかなりの部分を依存して、その部分をCodexに行ってもらい、そして各国のリスクの管理者が判断をし、それからまた、消費者などにも伝えていくということになります。

今の技術、サイエンス、また、専門知識、日本にあるこの力を総合すれば、非常に近い将来、リスクの定量的な評価法の、特に病原菌に関するリスクの定量的な評価法の世界的なリーダーになれると思います。もしもそれができるようになったら、リスクの管理者とその情報を共有する。そして、それにより、リスク管理者は消費者を保護するための、より有効な判断ができるようになります。それが起こることを私は希望しています。そして、寺田委員長と話をしましたけれども、そういった関心がおありになる。それからまた、食品安全委員会、また、その食品安全委員会のスタッフの皆様方がそのような能力を構築すべく努力をなさっていくと思いますし、それは日本の消費者に大きく資するものとなると期待しています。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

今の点に関しまして、ほかに何か御意見ございませんか。

関澤氏 私は、今、日本リスク研究学会ということで副会長を務めさせていただいています。リスクという考え方は、なかなか我が国ではこれまで十分理解されてきていないというふうに思いますのは、リスク評価というのは1つの科学であり、先ほど申しましたよ

うに手法ではあるのですが、どうも我が国では実験をしてデータを出さないと研究をしていないのではないかというふうに思われるところがありまして、いろいろな研究の成果を総合してリスクというものは判断していくことになるのですが、なかなかそういった科学が十分育っていないというところがあると思います。しかしながら、これは私たちがもっとそういう面での研究をしっかりとやって、皆さんに、これは確かに役に立つ科学だということを実証していく責任もあると思います。

私は最近、東京都の食品安全評価委員会というところがありまして、そこで消費者の方とお話しする機会がありました。それで、どういうふうに食品安全の基準を決めているのかという幾つか例を使ってお話しすることによって、かなり理解をして、そうだったのですかということがありました。例えばですが、食生活は人によって幅があります。お年寄りの方、お子さん、それから成人の方、妊娠中の方、それぞれ食べるもの、食べる量が違います。こういったことを私たちの国で、農薬の残留基準を決めるときに、今は考慮しながら基準を決めています。そういうお子さん、妊婦さん、それから高齢者の方、こういう方が食生活は違うということを考慮に入れて、一番感受性の高い方も保護できるような基準の決め方をしているというお話をさせていただいたのですが、やはり何か1つの値だけで従来は決めてきたのですが、食生活についてもいろいろな幅がある、変動がある、こういったことを考慮に入れていくというのがリスクの考え方で、変動要因はどこにあるのか、どこが一番感受性の高い人の集団があるのか、こういったことをきちんと考えながらリスクを評価していくというのが今後要求されてくるように思います。私たちは、そういう研究もきちんと進めながら、また、その成果を皆さんに、こういうふうに変動や幅、あるいは不確実性というものをきちんと考慮することによって、よりの確なリスクを評価できるし、それは最終的に私たちの利益になるのだということさらにながらがんばってやっていく必要があるのではないかと考えている次第です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

話は飛びますけれども、国際的なリスクコミュニケーションというのは、私は、1つの考え方としては、特に日本は、これだけ多くの食品を輸入しているわけですね。それで、輸出するほう、あるいは輸入するほうからの、国に対するリスクコミュニケーションというようなことはあり得るのかどうか。そういうようなことはお考えになったことはありませんか。これは、申しわけないですけれども、ピリーさんからまず言っていただければと思います。

トーマス・J・ピリー氏 問題提起、ありがとうございます。アメリカも、また相当の

量の食品を世界のいろいろな国から輸入をしております。アメリカもまた輸入国でもあるということで、アメリカも日本も立場は似たようなものだろうと思います。リスクを管理する者は、そういった輸入国として何をすべきか。輸出する側の食品管理体制がどうなっているか。まず、アメリカのマネージャーが輸出国のそういったシステムをきちんと知るようにする。そして、それを踏まえているいろいろな戦略を練るわけです。例えば、肉、あるいは鶏肉の分野でも、相手国、輸出国も同じコントロールシステム、HACCPにしる、ほかのアメリカの要件も、輸出国も同じ基準に合致するように積極的に申し入れております。

それからまた、出荷がどうなっているか、アプローチが特に違っている国ではどうであるか。例えば出荷とか生産にあって何かハザードが特定できるかどうか、そういったデータも入手して、また、それを国民と共有するようにしております。即ち、輸入された食品が最初からよりリスクが高いという思い込みはもちろんしておりません。事実、そういうことは余りない。アメリカで国内生産されるよりも、しばしば輸入されるもののほうがより安全だということもあります。ただ、そうではなくて、食というものはどこでつくられようと、どんなものであっても、ハザードを内在し得る。だからこそ、システムにおいて、我々は輸出国側のシステムもきっちりとする必要がある。ですから、国内のシステムだけではなくて、相手側、輸出国の現状がどうであるかを知ることが大事である。その知ることによって、国内で生産されようとも、外国から送られてきても、特段にリスクが上がるということはない。同じ保護が享受できるということを担保しております。これがアメリカのアプローチです。

Codexも、各国にそういったアプローチをとることを推奨しております。そのために、Codexも実は指針（ガイドライン）、あるいは政策勧告、さまざまなツール（道具）を提供しております。輸入食品はどうすべきか、あるいは国内で生産される食についてはどうすべきか。いずれにしる、原産地がどこであろうと、同じレベルの安全を確保するような作業に必要なさまざまなツールも提供している。そういうことをやってきて、大分国民も信頼をしてくれているようです。

寺田委員長 ありがとうございます。どなたかこの点に関しまして・・・。

中村氏 今言われているように、日本は大変な輸入国で、こういうグローバルゼーションの中では一体どういうふうにしてリスク評価、リスク管理をしていくかというのは大変な問題だと思うのです。それで、今、輸出国と輸入国のことをピリーさんはおっしゃいましたけれども、これはどこの国の関係にも実はあることなんですね。日本から言えば、例

例えばアメリカの一部の農産物ですけれども、ポストハーベストで処理をしているということについては、未だに懸念が消費者の間にあるし、例えばヨーロッパは、まだ成長ホルモンを使った牛肉は入れないというようなことでやっています。そういう関係というのはあちこちにあって、そこをどういうふうにして考えていくのか。アメリカは、例えば成長ホルモン入りの牛肉はもう心配ないと。WTOでも、これはシロという判定が出た。だから、買えというようなことを一方では言いながら、例えば日本からの柑橘類については、これは州によって違いますが、州ごとにきちんとというか、日本から見れば、必要以上の防疫体制をとって輸入をしないというようなことになっているわけで、そういうところのハーモナイゼーションというのをこれからどういうふうに考えていくのか。一定のところまではそういうことはお互いに理解をした上で、リスク管理をしていく必要があるのではないかなというような気がいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにどなたかございませんか。

リスク管理の問題ですけれども、食品安全委員会はリスク評価とコミュニケーションと、それから食品安全基本法を実際に政策に移していくときの、いわゆる計画みたいなものの案を実際につくるという役、あるいは緊急時の対応・調整をするようにしるということで、管理に関して勧告する場合がありますから、それは非常に強い場合ですけれども、やはり管理のほうを見ながら評価をしないと評価が宙に浮いてしまうので、そういうことも全部含めてお話をしていただいたつもりでございます。もちろん、評価のところを力点を置きながらこのパネルをやってきたつもりですが、時間が迫ってまいりましたので、まだまだこれはディスカッションをするし、それよりも、本当を言いますと、お互いの質問とか、両方向の討議をやってもいいのですが、時間の関係でそういうことができませんのでお許しください。先ほど言いましたように、質問が出たのは何らかの形でお答えするということで、多分、ホームページとか、そういうことになるでしょうが、リスク評価、あるいはリスク分析全体の中で安心感を持ってもらうということは、当然、今言った双方向のリスクコミュニケーションが大事ですし、実は本当は安心ではなくて、安全を担保するためにも、リスクコミュニケーションというのは大変大事で、これがあって初めてそういうものが国民のコンセンサスの上にでき上がっていくのだろうというふうにますます強く感じました。

最後でございますけれども、ここで食品安全委員会の宣伝をちょっとやらせていただきますと、7月1日にできまして、皆さんの袋の中にパンフレットがあると思いますが、7月1日から毎週木曜日に公開で委員会をやっております。これは全くの公開です。それが

ら、全部ではございませんが、専門委員会がほとんどやっとスタートし始めまして、そこも企業秘密に触れない限りにおきましては公開で評価をしております。それから、ここに「食の安全ダイヤル」とか、ホームページもございまして、本当にまだ満足できるようなものではございませんけれども、いろいろな御意見、あるいは御批判をいただければ大変ありがたいと思います。こういう場を借りて宣伝をするのはいけないと思いましたが、ちょっとやらせていただきます。

それでは、時間がまいりましたので、これでパネルを終わります。パネリストの方、どうもありがとうございました。（拍手）

事務局 寺田委員長、ありがとうございました。また、パネリストの皆様方、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、時間も迫ってございますけれども、時間が短うございますが、ここから意見交換と申しますか、フロアからのご質問と議論に入りたいと思います。先ほどの基調講演、今のパネルディスカッションを通じまして、御質問のある方はお手をお挙げください。御質問の方は、できればお名前と所属をおっしゃってから御質問ください。また、どのパネリストから回答を得たいかというもおっしゃっていただければと思います。それでは、挙手をお願いいたします。

質問（山浦） 日本消費者連盟の山浦と申します。2点ほどお伺いしたいのですが、寺田委員長にお伺いしたいと思います。

食品安全委員会は、Codex委員会のリスク分析の作業原則を今後も参考にしてリスク評価の問題、そしてリスクコミュニケーションを行われるということで、実際に専門調査会のほうの委員もどんどん決まっておりますけれども、専門家の利害関係の問題、この点に於いての情報公開をきちんとされる予定があるかどうか。できれば事業者のいろいろな開発に関わった研究者の方は望ましくないのではないかと私は思っているのですが、そういう点をどういう捉えていらっしゃるかという点をお伺いしたいと思います。

それから2点目は、このCodexのリスク分析の作業原則の中でも、パラグラフの20で定性的なデータについても情報収集するといったこととか、あるいは、パラグラフ11のところではリスク分析の固有要素として予防的な措置を考えるという文言があるかと思うのですが、こういった予防的な措置ということについて、やはり十分に考える必要があると思うのですが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

寺田委員長 最初の、いわゆるコンフリクト・オブ・インタレストを避けるための個人の情報公開ですが、1人1人の、例えばAさんはどういう経歴があったということをご

らが調べて情報公開するということは今のところはやっておりません。ただし、ご存じのように、規約をつくりまして、自分がその資料をつくる場所に関係した方は当然です。あるいは、自分がパブリッシュしたデータを使って申請をされている方は、前もって座長あるいは事務局に自分で申請してくれと。こちら側から調べて、「あなた、おかしいじゃないか」ということは、自己申請でやってもらって、その方は、前者の場合にはその討議をするときには退室していただく。それから、後者の資料を提供したという場合には、必要に応じては参加してもらうけれども議決には加わらない、そういう形をとっております。

もう1つのプレコーショナリー（予防的）なことに関しましては、大変難しい問題で、どの辺までやるかというのは、本当はこれは専門委員会、あるいは委員会の実力につながる場所だと思いますけれども、できるだけ情報を集めまして、残念ながら、食品安全委員会には手足になる人が非常に少ないのです、本当のことを言います。しかし、これはどこの社会でもそうだと思いますけれども、会社もそうですし、少人数でもできるだけ努力をしまして、情報をいろいろなところから集めて、それはホームページとか、そういうところに出ている情報ですけれども、そういうこととか、管理機関の厚生労働省、農水省からも密にしてやる。それからもう1つ、非常に大事だと思いますのは、食品安全のモニター、これはどこまで実際にプレコーショナリーとか、何か怪しいなというようなことが本当に入ってくるかどうかわかりませんが、全国で470人ぐらい食品モニターというのになってくださいます。そういう方からも、これはいろいろなことをモニターしてやっていただくということで今やっていますけれども、プレコーショナリーのことをプリベンティブと訳すかどうかの問題であって、それは大変難しい問題だと思います。答えになっていないかもわかりませんが、以上です。

事務局 ありがとうございます。ほかに御質問のある方。

質問（松延） 私、全鰻連の松延と申します。寺田委員長とビリーさんにちょっとお伺いしたいのですが、食品が大量に外国から輸入されている状態で、日本の法律の及ばない生産が行われていると思うわけです。そこを委員会として農水省、または厚生労働省とどういうコミュニケーションをもってやっていかれるのかということが1つ。

それから、ビリーさんには、先ほどお話の中で、いろいろな問題を抱える中で、HACCPの問題がございましたけれども、私が知り得ている中で、昨年、今年とHACCPまたはISOの認定工場から輸出された食品からいろいろな違反があるわけです。こういうときは外国ではどういうふうにして対処していらっしゃるのか、そこをちょっとお伺いしたいのですが。

寺田委員長 厚生労働省がやっているようなところ、あるいは農水省と管理の面に関してちゃんとやっているかどうかということ、こちら側はもし意見があれば言うという立場ですね。だから、残念ながら、そちら側のほうに関して評価をするというところまで外国のことにすることはできないです。ですから、管理のところ、こういうものが入ってきた、あるいは、こういうものが残っていると、例えば残留農薬等がアプルーブされていない。それが管理のところから私どものところへ評価してくれときた場合には動きますけれども、実際に私どものところでそこに入って行って、水際以上の向こう側のところでは今のところはできません。だから、輸入のことにしましては非常に大事な問題だという認識を持っております。

トーマス・J・ビリー氏 まず最初に、輸入の問題についても触れたいと思いますが、Codexは各国が業績水準（パフォーマンススタンダード）を採用するように勧告しています。そして、それにより国内の企業が満たさなければならない基準、それから輸入業者が満たさなければならない基準を明らかにすべきである。パフォーマンススタンダードはいろいろな形をとり得ます。例えば規制をつくり、そして食品生産の衛生環境をきちんと確保するとか、残留物質のレベルについて規制をする、病原菌のレベルについて規制をする、いろいろなタイプのパフォーマンススタンダードが考えられます。そして、それを同等に国内のものにも輸入品にも適用するというやり方です。それがアメリカで行われている戦略です。

そして、それに基づいて、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いろいろなハザードに対応する戦略を確立していくわけです。いろいろな食品の中にいろいろなハザード物質が入っている可能性がある。残留農薬がその一例です。それからまた、輸入のシッピングメントをモニタリングするシステムがありますが、どれくらいモニタリングをするかということは、どこからきたかということに基づいて変えていく。パフォーマンスを見て、今までを見て、受け入れられないようなレベルの農薬が出る可能性が高い輸出国の場合には、より高い頻度でモニタリングをする。今まで全くそういったことが発見されなかったところは頻度を変える。そして、リスクマネジメントシステムをつくり、輸入食品にある、それからまた、国内食品にあり得るさまざまなバリエーションに対応できるようにしています。

それから、H A C C P、I S Oの部分の質問ですけれども、アメリカの制度で話をしますと、Codexの勧告どおりでありますけれども、I S Oには依存をしません。これは利益を目的としたビジネスでありますので、政府の研修を受けた検査官がH A C C Pのプログ

ラムを生産現場でモニタリングをし、きちんと想定されたように機能しているかどうかと
いうことをチェックします。そして、もしもそれが行われていない場合には、その工場を
閉鎖し、その問題が解決されるまで操業停止命令を出します。H A C C Pなどにつきまし
ては、非常に厳密に対処をしています。今おっしゃられた例につきましては、具体的には
私はわかりませんが、我々はさまざまな工場、それからまた、プラントをモニタリ
ングしています。F S I Sは食肉、鶏肉の安全性をモニタリングしているわけですが、毎
日、どの工場も見ている。そして、H A C C Pの記録も見る。サンプルも取る。それを
行うことによって、H A C C Pが有効に要求されているように米国内で機能することを確保
しています。

それからまた、H A C C Pというのは義務である。選択の余地があるものではない。で
すから、H A C C Pが必要だとされている全ての工場においては、その規制が適用される
わけで、非常に零細のファミリービジネスのような工場にもそれが適用されます。そして、
その結果は食品の安全を非常に大きく改善する結果になりました。いろいろな測定方法が
ありますが、大幅な改善が認められました。ですから、H A C C Pというのは非常に重要
なリスク管理のツールであり、Codexでも使用が勧告され、多くの世界の国で適用されて
います。ですから、日本でももっともっとH A C C Pを重点的に食品の安全を向上するた
めに活用していただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。

質問（朝倉） 農林水産省の朝倉と申します。トーマス・ビリーさんに御質問いたしま
す。講演の中にございましたリスクアセスメントポリシーのリスクコミュニケーションに
関してお伺いしたいと思います。

先ほど最初の質問の方が引用されました「ワーキング・プリンシプル・フォー・リスク
アナリシス・フォー・アプリケーション・イン・ザ・フレームワーク・オブ・ザ・コーデ
ックス・アリメンタリウス」、これはこの7月に採択されたと思うのですが、この中でも
リスクアセスメントポリシーについては特に触れておまして、リスク評価に前もってリ
スクマネジャーが定めると。その際には、リスクアセッサやその他の関係者、ステーク
ホルダーとよく相談してというようなことが書かれております。これは、先ほどの御説明
の中にもリスクコミュニケーションのお話があったと思うのですが、具体的にF S I Sで、
これはやはりリスクコミュニケーションとして行っているのでしょうか。また、いつ頃か
らそういうことを始めたのか。さらに、形態としてリスクマネジャーがリスクアセッサ
ーやその他のオールステークホルダーとコミュニケーションをしてリスクアセスメントポ

リシーを定めているのか。ここら辺の実態をお聞かせください。

トーマス・J・ビリー氏 このプロセスをスタートいたしましたのは1996年です。96年以来やっております。具体的な流れというか、作業を御説明いたします。

まず、問題を認識する。何か問題が起こったと。消費者が適正以上の大きなリスクに曝露される、あるいは新しい病原菌、あるいは新しい問題が顕在化しそうだ、あるいは化学物質が問題になりそうだ。そういった認知をいたしますと、まず第一のステップとして、あるグループに要請をいたします。そのグループはその当時設置されまして、その後、正式な組織になったわけですが、ヘルス・ハザードボード、健康ハザードに関わる協議会というようなものでしょうか、お医者様、あるいは疫学の専門家、それから食品安全の専門家から構成されるボード（審議会）がございまして、FDA、あるいは各省庁から委託された。ところが、役所は横断的に同じ専門家群を活用しているわけですが、このボードでまず最初にリスクプロフィールを描いてもらうわけです。要するに、リスクの記述ですね。問題は何であるか、whatの部分だけではなくて、どういうアクションが必要か。入手可能なデータに基づいて、どういうアクションが必要かというところを聞きます。

ただ、その段階ではデータもまだ不十分です。一部は出てくる。それから、まだまだデータが入ってくる過程ですが、しかし、リスクマネジャーとして、まず最初の評価、アセスメントをしなければいけないということで、ボードにこのプロフィールを委託する。このボードが結論を引く。その結論の一部を参考にしながら、リスク管理者は、実は当初思ったよりもこの問題は大きくなるかもしれない、相当大きな問題になり得る、そこまで判断いたしますと、ならばリスクアセスメントをしようということになる。ですから、まずリスクプロフィールを専門家に委ねて、そして、リスクプロフィールを見て、パブリックミーティング、公の会合をいたします。全てのステークホルダーに参加を要請いたします。事前にちゃんと会議を告知する。それで、情報も事前にみんなに発信して共有いたします。これは、大体、白書という形で、我々がその時点で知り得たことのサマリーをホワイトペーパーとして事前に渡して、そして、ステークホルダーに実際に出席していただくか、あるいは出席ができないときには文書によってコメントを寄せてもらう。これが一番最初のプロセスへのインプット（投入）になるわけです。

そのインプットを得ても、やはりリスクアセスメントが必要だというふうに考えた場合、リスクアセッサにポリシーガイドラインを提供いたします。FDA、FSISは、ちょっと日本とは違った構造、仕組みを使っております。Codexの勧告では、リスクアセッサはマネージャーとその機能をはっきりと分けられています。ただ、機能は違うのですけ

れども、帰属先の役所は同じです。もっとも、日本もそれほど違わないかもしれません。食品安全委員会、厚生労働省、それから農林省、報告を上げる先は結局一元化されるということで同じかもしれませんが、ただ、アメリカは機能的には今申し上げたところはみんな別々に作業をいたします。

ここで総論ですが、リスクアセスメントポリシーは次のようなことが入ります。これだけ異なったオプションが複数あって、そして、それがリスク軽減につながる。例えば農場での行動でこれだけ軽減できる、あるいは加工処理工場でこういうアクションがとり得る。あるいは食品表示のところに警告といえますか、アドバイザー（注記）を載せる。モデルを見て、データを収集して、この複数の選択肢の中のこの悪者を取ればリスクは半分になる。第2の選択肢も実行すれば、さらに25%のリスクが軽減される。そういうアセスメントをリスクアセッサがするわけです。科学的なリスク解析ということになります。

そこまでやってもらいますと、今度は政策としての判断ができるということになります。それから、アメリカの法は、これは全ての場合ではないのですが、一定の安全ファクターを適用せよと義務づけている場合があります。

ちょっと補足いたします。リスク評価が動物データに基づいたもの、動物曝露して、その結果、どれだけの保護を課すべきかというような帰結に至った場合には、リスクアセッサは、例えばセーフティファクターは100倍にしるというようなことを規定しているわけです。動物曝露から出た場合には、例えば10倍にしるとか、100倍にしるとか、即ち特定の状況で政策が何を求めているかということをもまずアセスメントをするリスクアセッサはきちんと知らなければならない。そういったことも全て文書にして、国民にも知らしめる、共有する。そして、リスク評価がスタートするわけです。そうすることによって透明性を担保する。そして、リスクアセスメントに関わるポリシー、ガイダンス（指導）を明確にして、その過程では全てのステークホルダーがコメントをインプットする、そういった機会を設けております。

事務局 ありがとうございます。時間もございませんので、あと1つか2つになるかと思いますが。

質問（森） 日本缶詰協会の森といいますけれども、2つ御質問したいと思います。リスクコミュニケーションを繰り返す中で、化学的な、あるいは疫学的なデータベースを参考にして、リスクコミュニケーションの結論に収束させることになっていくと思うのですが、その場合に、先進国の中で日本は、どちらかというと、このデータベースがやや不足しているのではないかと私は個人的に思っております。寺田委員長、この点についてどうお

考えなのか。

また、ビリーさんには、Codexの中でさらなるリスク評価のデータのためのリサーチのプロモーションはどうやっていかれるのか。また、データベースの国際的なシェアリングについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

寺田委員長 言われましたように、日本は疫学的なデータというのは根本的に非常に少ないです。それは言われるとおりだと思います。これは、フードセーフティだけではなく、全てのパブリックヘルスに関するデータベースが、日本の中ではというよりも、強いアングロサクソンのバイアスがあって、いわゆる疫学、統計学というのは、ビリーさんに怒られるかもわかりませんが、やはり植民地を持って大きなところを感染症のときにやったという伝統があって、いわゆるドクター・オブ・パブリックヘルスというのはロンドンが強くて、アメリカのハーバードのジョンズ・ホプキンスとか、それからスタンフォードでしたか、とにかくフランスとか、イタリアはないです。ですから、その人たちもそういうところへグラデュエートコースへいくとか、今言ったのは、要するに疫学的に、あるいは物事を統計学的に処理するのは、日本人というよりも、アングロサクソンは非常に強く、ほかの民族は弱い。それが1つの理由です。

それからもう1つは、やはり疫学的な人を扱ってデータを取っていくというだけの、全体のデータベースを構築する、要するに10万人、20万人規模のパーспекティブに送っていくというデータがないのです。今、やっと1つか2つできつつありますが、これも過去10年前からつくっているのですけれども、これは大変な努力で、全国北海道から沖縄まで行って、その人をずっと10年間フォローさせてもらうわけですね。今、10年目ぐらいですが、これを20年、30年やって、例えば今の食生活はどうなったかとか、疫学的にどういうものがおかしいとか、そういうのがあって初めていいデータが出てくるのですけれども、残念ながら非常に少ない。

それからもう1つ言わなくてはいけないのは、これは悪いというわけではないのですが、今、個人情報が出ていまして、人のデータを扱うのは大変厳しい状態で、日本の中でそういう研究をやるのは難しいです。これは、やはりどうしても世界に貢献する、あるいは食品だけでなく、パブリックヘルスに貢献するためには、個人のプライバシーを守りながら、しかも、きちんとしたデータをつくっていくというのが大変大事だと思っていますし、食品安全委員会もそういう方向でできるだけ努力をしていきたいと思っています。以上です。

トーマス・J・ビリー氏 ありがとうございます。リスクアセスメントのチャレンジ

は、データが十分であるかどうかということで、常にそれが課題になります。そして、その問題について私たちは皆、心配に思うことがある。ただ、大事なことは、我々の経験から言って、必要以上のデータがあることが往々にしてある。私が日本にいる7週間の間、さまざまな機関、研究所などを訪問させていただきましたし、政府や県庁なども訪問させていただきました。そして、日本のシステム、それから、こういったタイプのデータが収集されているかどうかということを見ました。食品安全委員会は、恐らく意外にもこんなにたくさん情報が収集されていたのかと喜ぶのではないかと思います。リスクアセスメントに使い得るようなデータは結構ある。改善の余地はあるか。当然であります。アメリカでも、EUでも、改善の余地は多々あります。

私から寺田委員長、それから委員会への勧告は、リスクアセスメントの戦略を立てる早期の段階において、研究者のコミュニティと話し合いをし、そして、こういったタイプのデータが業務を行うに当たって必要かを話す。そして、そういったデータが開発されるように依頼をする。研究者というのは、研究のデザインによっては非常にリスクアセスメントに有用になるようなデータが上げられるようなリサーチデザインも可能であるわけですから、こういった研究者のコミュニティと綿密な連携をとることにより、リサーチアセスメントに必要なデータが集めやすくなると思います。

それからもう1つ、データベースの共有でありますけれども、そういう機会は多々あると思います。Codexはリサーチアセスメントを専門家委員会を通じて行っていますが、各国政府を通じてそういったデータを共有しています。多くの国々と実際に共有をしています。それからまた、さまざまな措置を講じて、個人のプライバシーを保護するように配慮もしています。ただ、十分なデータが世界から集められない限りは、Codexとして、リスク管理のガイドラインも勧告もリスクアセスメントに基づいて行うことができないということです。ですから、アメリカは過去も、また、これから将来も十分な関心を持って、日本と協力をしながらデータ・情報を共有していきたいと考えています。これは日米両国に資するものであり、それからまた、他国についても同じことが言えると思います。

事務局 ありがとうございます。もう少し議論を進めたいのでございますけれども、ちょうど時間となりました。この先のお約束がある方もいらっしゃると思いますので、この辺で質疑応答を終わらせていただきます。熱心な御議論、ありがとうございました。今一度、パネリストの方々に拍手をいただければと存じます。（拍手）

ありがとうございました。

それでは、食品安全委員会の小泉委員より閉会の御挨拶を申し上げます。

小泉委員 それでは、閉会の挨拶をさせていただきます。

本日は、最初に小野大臣にも御挨拶を賜りまして、また、その後、トーマス・ビリー氏、関澤教授はじめ、パネリストの皆様には、長時間にわたりまして、熱心に御討論いただきまして本当にありがとうございました。

今後のリスクコミュニケーションのあり方、あるいは我が国の新たな食品安全行政として国際的な取り組みの方向性というものの一端を伺えたように思います。我々、食品安全委員会といたしましても、本日の示唆に富んだ御講演、あるいはパネルディスカッションでの御意見等を生かしまして、リスク管理機関でございます厚生労働省、あるいは農林水産省の機関ともコミュニケーションを図りながら、今後の食品安全行政というものを国際的な面からも取り組みながら、総合的に推進すべく努力をしていきたいと思っております。

また、来週4日に予定しておりますリスクコミュニケーションの専門調査会というのがありますが、そこにおきましても、本日の成果につきまして議論を行い、今後の全国各地で行います意見交換会にも生かしまして、さらにリスクコミュニケーションのあり方を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく御協力、御支援、御理解のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

事務局 ありがとうございました。それでは、本日の意見交換会はこれで終わらせていただきます。雨の中、たくさん来ていただきましてありがとうございました。